

# **長久手市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画**

**平成26年3月**

**長久手市くらし文化部環境課**



# 目次

## 第1部 ごみ処理基本計画

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景 .....	1
1-2 計画の位置づけ .....	2
1-3 計画期間 .....	4
1-4 計画の対象 .....	4
<b>第2章 ごみ処理の現状</b>	<b>5</b>
2-1 長久手市の概況 .....	5
(1) 位置・地勢 .....	5
(2) 人口 .....	6
(3) 産業 .....	6
2-2 ごみの収集・処理体制 .....	8
(1) ごみ・資源収集の体系（ごみ分別の区分） .....	8
(2) ごみ・資源処理の流れ .....	9
(3) 処理施設の概要 .....	11
2-3 ごみの排出量 .....	13
(1) ごみ総排出量（総排出量＝家庭系ごみ（資源を含む）＋事業系ごみ） .....	13
(2) 家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ＝総排出量（資源を除く）－許可業者分） .....	17
(3) 事業系ごみ排出量（事業系ごみ＝許可業者分） .....	19
(4) 資源収集 .....	20
(5) 最終処分量（埋立処分量） .....	20
(6) 国・県平均との比較 .....	21
2-4 ごみの組成 .....	22
(1) ごみ組成調査の概要 .....	22
(2) もえるごみの組成 .....	23
①一般マンション／②長久手西部の住宅／	
③学生マンション／④長久手東部の住宅	
(3) もえないごみの組成 .....	27
2-5 ごみ処理費 .....	29
(1) ごみ処理経費 .....	29
(2) 単位あたりのごみ処理経費 .....	29

2-6	ごみ減量化事業	30
(1)	生ごみの減量化	30
(2)	資源回収奨励金	31
(3)	その他の取り組み	31
2-7	総括	32
(1)	数値目標達成状況	32
(2)	ごみ処理の現状評価（長久手市の特徴など）	32

### 第3章 ごみ処理基本計画

34

3-1	基本方針	34
(1)	将来像	34
(2)	計画目標（数値目標の設定）	35
(3)	基本施策（計画の柱）	36
(4)	市民・事業者参加促進プロジェクト	37
(5)	施策・事業の体系	38
3-2	基本施策に基づく具体的施策	41
(1)	基本施策1 ごみについて学び、そして実践行動につなげる【意識改革・行動喚起】	41
(2)	基本施策2 まずは、ごみをつくらない・出さない【発生抑制】	43
(3)	基本施策3 長く使う・循環的に利用する【資源循環】	45
(4)	基本施策4 環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する【適正収集・処理】	48
(5)	基本施策5 事業者の主体的なごみ減量を推進する【意識改革・行動喚起】	51

### 第4章 計画推進に向けて

53

4-1	計画の周知	53
4-2	計画の推進体制と進行管理	53
4-3	推進プログラム	55
(1)	基本施策1 ごみについて学び、そして実践行動につなげる【意識改革・行動喚起】	55
(2)	基本施策2 まずは、ごみをつくらない・出さない【発生抑制】	55
(3)	基本施策3 長く使う・循環的に利用する【資源循環】	56
(4)	基本施策4 環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する【適正収集・処理】	57
(5)	基本施策5 事業者の主体的なごみ減量を推進する【意識改革・行動喚起】	57

## 第II部 生活排水処理基本計画

<b>第1章 基本方針</b>	<b>59</b>
1-1 計画の位置づけ .....	59
1-2 基本方針 .....	59
(1) 生活排水処理に係る課題	59
(2) 生活排水処理に係る理念、目標	59
(3) 生活排水処理施設整備の基本方針	60
1-3 目標年次 .....	60
<b>第2章 生活排水処理の現状</b>	<b>61</b>
2-1 生活排水処理の体系 .....	61
(1) 生活排水の処理フロー	61
(2) 生活排水処理施設の概要	63
2-2 生活排水処理形態別人口 .....	65
2-3 し尿・浄化槽汚泥処理 .....	66
(1) し尿・浄化槽汚泥処理施設	66
(2) し尿・浄化槽汚泥処理の体系	66
(3) し尿・浄化槽汚泥処理量	66
(4) し尿・浄化槽汚泥処理費	68
2-4. 生活排水の処理主体 .....	68
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b>	<b>69</b>
3-1 生活排水処理の目標 .....	69
3-2 生活排水処理施設の整備計画 .....	70
(1) 公共下水道	70
(2) 農業集落排水施設	71
(3) 合併処理浄化槽	72
3-3 し尿・浄化槽汚泥処理計画 .....	73
(1) 収集・運搬計画	73
(2) 汚泥処理計画	73
3-4 その他 .....	73
(1) 市民に対する広報・啓発活動	73
(2) 地域に関する諸計画との関係	73



# 第 1 部 ごみ処理基本計画

## 第 1 章 計画の基本的事項

### 1-1 計画策定の背景

長久手市では、尾張東部衛生組合、瀬戸市及び尾張旭市とともに平成 14、15 年度の 2 か年をかけ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、ごみの減量化・資源化、ごみの適正な処理等について施策を進めてきました。

ごみ処理基本計画策定指針（平成 25 年 6 月／環境省）では、目標年次を概ね 10 年から 15 年先におき、その上で概ね 5 年ごとに改定することを推奨しています。本市では、平成 15 年度に計画を策定以来 10 年が経過し、計画（平成 16～25 年度）の目標年次を迎えたことから、改めて今後 10 年を目標とした計画を策定することとしました。

前計画をふりかえると、1 人 1 日あたりのごみの排出量など数値目標を達成したものもありますが、資源化率など未達成な課題も残されています。今後も長久手市の人口増加が予想されることを踏まえると、さらに一層のごみの発生抑制を進めなければなりません。

そこで、本計画では、尾張東部衛生組合が策定するごみ処理基本計画との整合性を図るとともに、ごみ処理に関する意識調査、ごみの組成分析などの基礎調査を実施し、その結果も反映させつつ今後のごみ減量・資源循環に関する施策を市民や事業者とともに取り組みながら推進していく計画としています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」と定められています。

本計画は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としたこの法に基づき策定するものです。

なお、本計画は、本市の上位計画となる第5次長久手市総合計画(計画期間:平成21~30年度)の基本方針を踏まえるとともに、長久手市環境基本条例に基づき策定された長久手市環境基本計画と整合を図りながら、ごみ処理の基本方針、目標、施策を定める計画と位置づけられます。

また、一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、国・県が定める基本方針や各種の計画内容をふまえた計画とすることが必要です。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(昭和45年12月25日法律第137号)最終改正:平成24年8月1日法律第53号

#### 第2章 一般廃棄物 第1節 一般廃棄物の処理

##### (一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

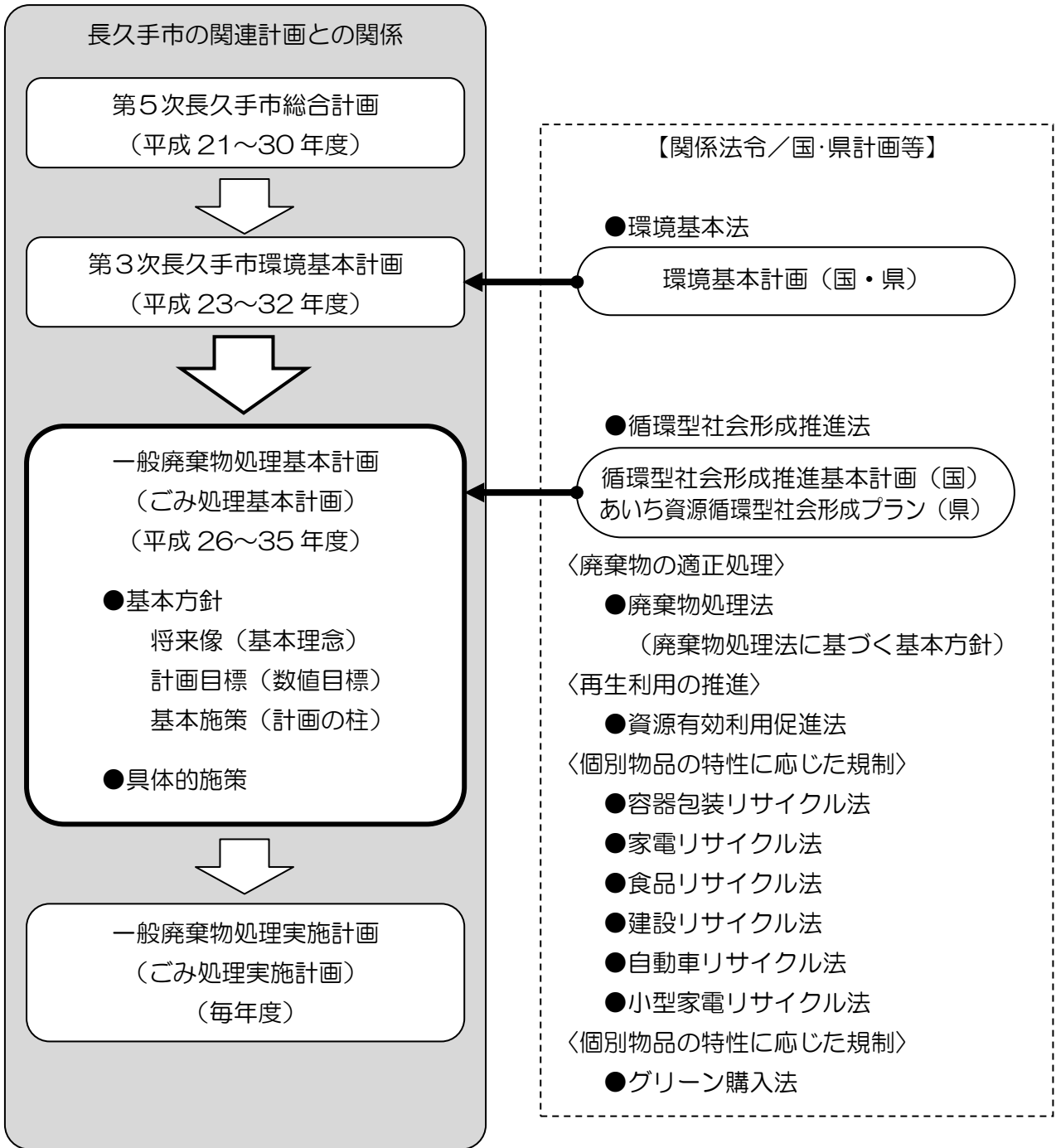
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



図1-1 計画の位置づけ



## 1-3 計画期間

平成 26 年度を初年度とし 35 年度を目標年次とする 10 か年を計画期間とします。  
 なお、中間年次（5 年後）を目処に見直しを行うものとします。

## 1-4 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）では、図に記す家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業系一般廃棄物（事業系ごみ）を対象とします。

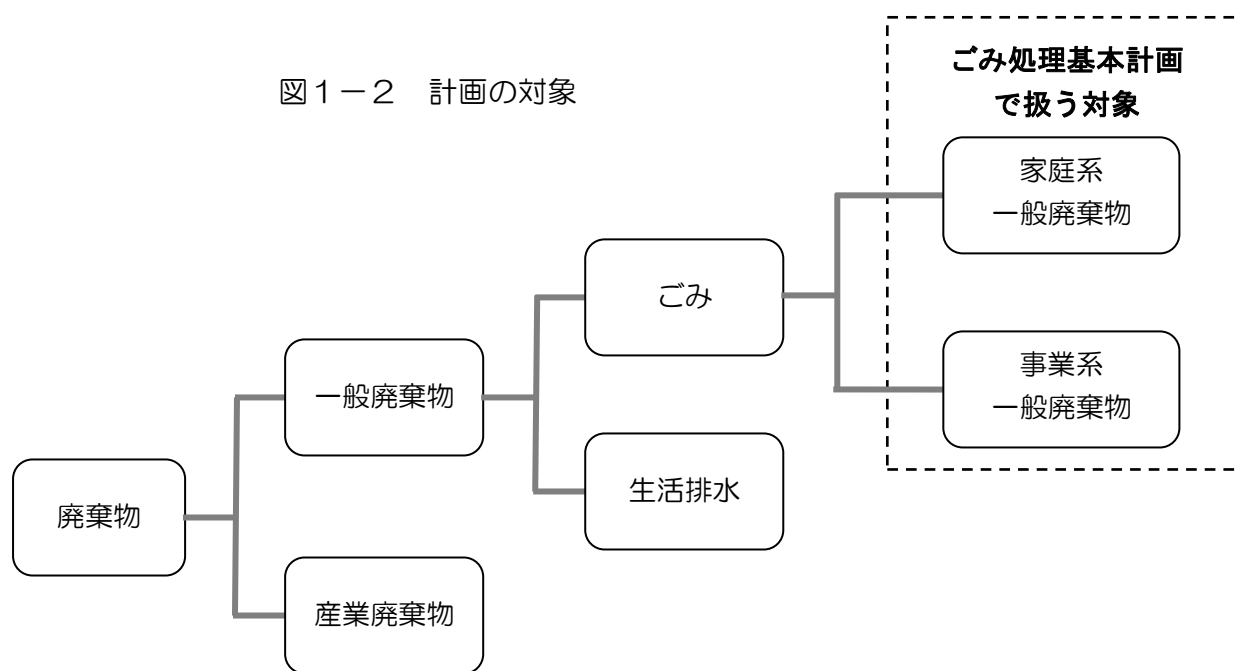


表 1-1 ごみの種類（分別の区分）

	ごみの種類（分別の区分）
家庭系	もえるごみ もえないごみ・スプレー缶 資源 粗大ごみ
事業系	もえるごみ もえないごみ 粗大ごみ

## 第2章 ごみ処理の現状

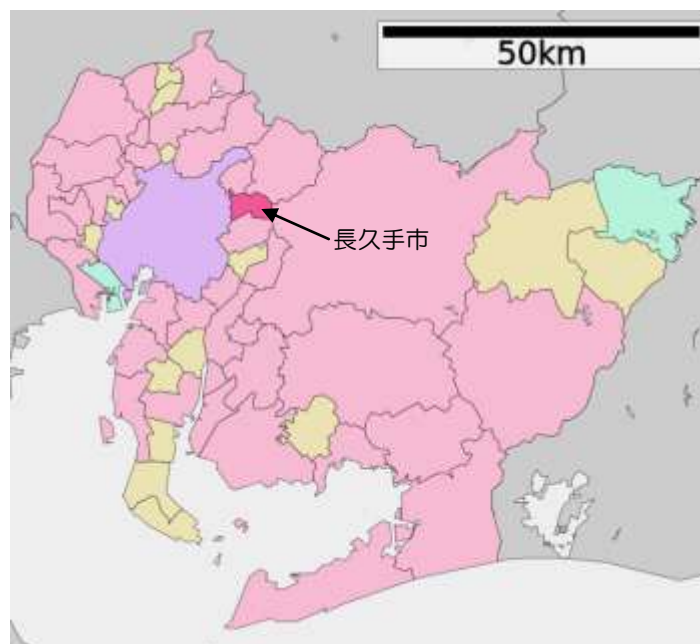
### 2-1 長久手市の概況

#### (1) 位置・地勢

長久手市は名古屋市の東部に隣接しており、名古屋市の中心部までは直線距離にして15kmほどの位置にあります。名古屋市のベッドタウンとして人口増加を続けています。

2005年に開催された日本国際博覧会「愛・地球博」の会場となり、愛知高速鉄道東部丘陵線（通称：リニモ）が開通したことで、住宅・宅地需要の受け皿としての期待が引き続き高まるものと予想されます。

図2-1 長久手市 位置図



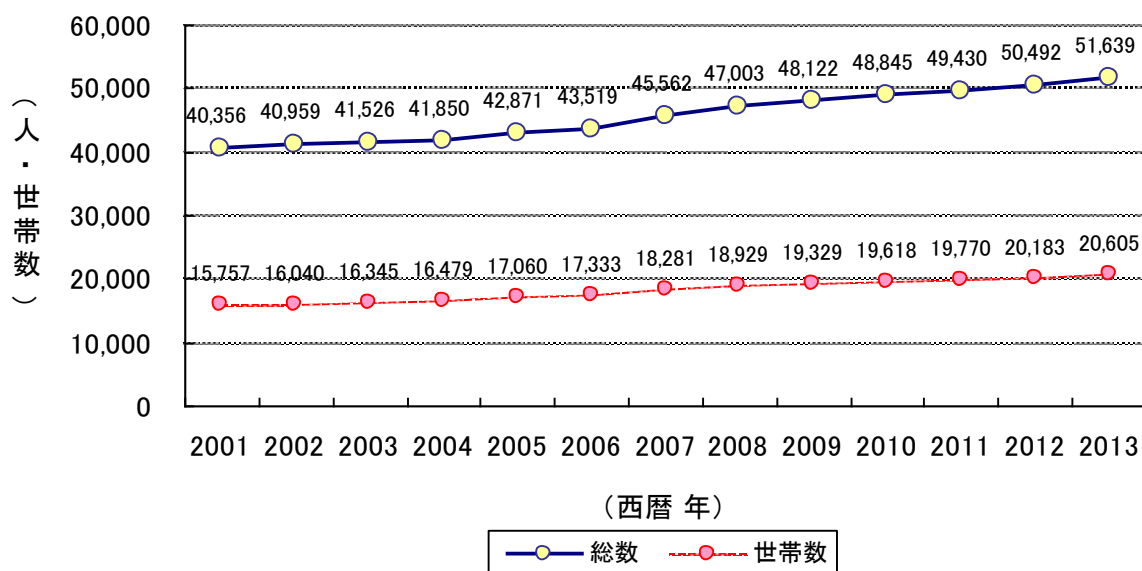
## (2) 人口

長久手市の総人口は平成 25 年 4 月現在 51,639 人で、世帯数は 20,605 世帯です。

長久手市の人口は昭和 40 年代から増加基調で推移していますが、特に市西部において名古屋市の市街地と接するかたちで土地区画整理事業が順次進められてきた結果、55 年以降に人口が急増しています。

ここ 10 年においても人口の増加基調に変化はなく、今後もしばらくは増加していくことが予想されます。

図 2-2 総人口の推移



注 1：総人口=住民基本台帳人口+外国人登録者数

## (3) 産業

産業別事業所数は、平成 21 年度現在 1,724 事業所あり、うち第三次産業が 1,411 事業所 (81.8%) と 8 割以上を占めています。第三次産業のうち主な産業について、平成 16 年と 21 年を比較すると、医療・福祉では 47.3% の増加、教育・学習支援が 25.0% の増加、卸売業・小売業が 17.0% の増加などとなっています。

また、従業員数は、平成 21 年度現在 24,328 人で、うち第三次産業が 21,040 人 (86.5%) と大多数を占めています。第三次産業のうち主な産業について、平成 16 年と 21 年を比較すると、運輸・郵便業が 146.0% の増加、教育・学習支援が 50.7% の増加、医療・福祉では 34.0% の増加、卸売業・小売業が 10.7% の増加などとなっています。

工業関連の指標ではここ数年は横ばい状態にありますが、商業関連の指標は事業所数、従業者数、年間商品販売額とも増加傾向にあります。

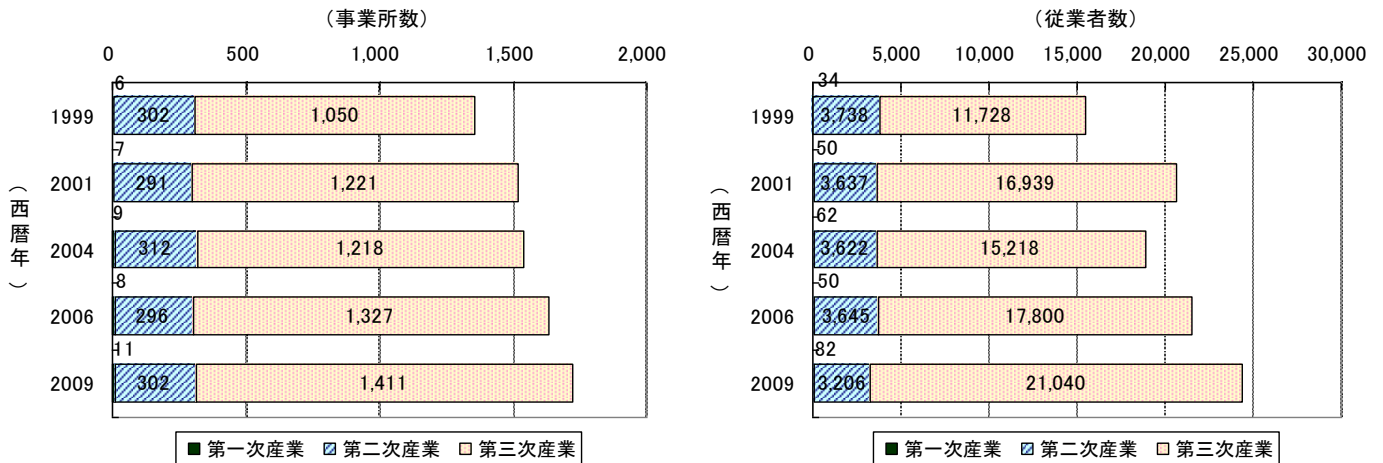
長久手市では、人口の増加とともに、第三次産業を中心に産業活動も活発になっていることがわかります。

表2-1 産業別事業所数/従業員数 平成16年と21年の比較

	事業所数(事業所)			従業員数(人)		
	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	伸び率 (平21/16)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	伸び率 (平21/16)
第一次産業	9	11	22.2%	62	82	32.3%
第二次産業	312	302	△3.2%	3,622	3,206	△11.5%
第三次産業	1,218	1,411	15.8%	15,218	21,040	38.3%
運輸・郵便業	28	31	10.7%	1,237	3,043	146.0%
卸売業・小売業	406	475	17.0%	4,347	4,812	10.7%
宿泊業・飲食サービス	172	178	3.5%	2,197	2,605	18.6%
教育・学習支援	80	100	25.0%	1,841	2,774	50.7%
医療・福祉	93	137	47.3%	2,190	2,935	34.0%
合計	1,539	1,724	12.0%	18,902	24,328	28.7%
調査時点	6月1日	7月1日	—	6月1日	7月1日	—

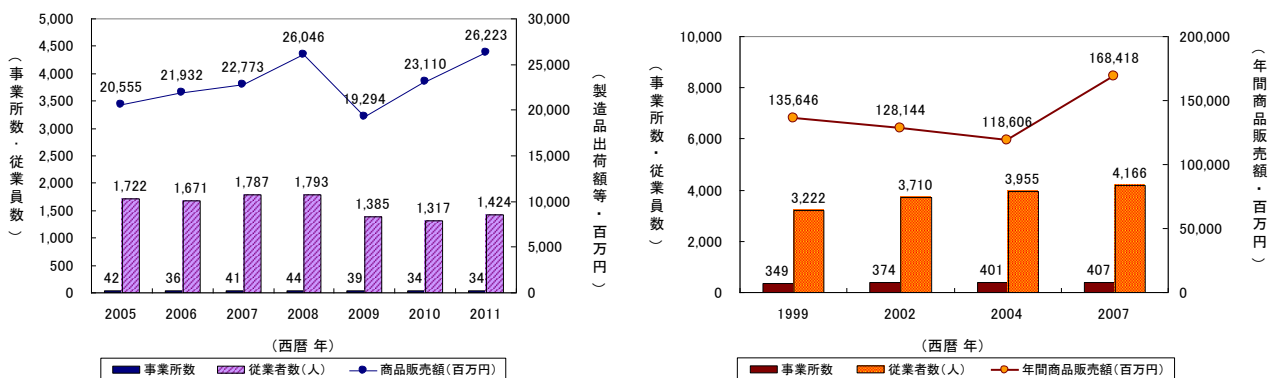
資料：平成18年までは事業所・企業統計調査。平成21年は経済センサス。

図2-3 産業別事業所数/従業員数の推移



資料：平成18年までは事業所・企業統計調査。平成21年は経済センサス。

図2-4 工業・商業の推移



資料：工業指標は工業統計(2011年のみ経済センサス)。商業指標は商業統計。

## (1) ごみ・資源収集の体系（ごみ分別の区分）

一般家庭から排出されるごみについては市直営及び委託業者で収集し、事業所から排出される事業系一般廃棄物については事業者自ら運搬するか事業者の委託による許可業者が収集運搬しています。

## ①収集方法

ごみは、①もえるごみ、②もえないごみ・スプレー缶、③資源（びん・かん・古紙・ペットボトル・プラスチック製容器包装・古着・古布）、④粗大ごみの4種類に分別しています。

収集方法は、ごみ・資源の種類により分けています。指定袋のうち、もえるごみ・プラスチック製容器包装の回収はルート収集方法で、粗大ごみは各戸収集方法で、その他についてはステーション方式により実施しています。

表2-2 ごみ分別区分と収集者（平成25年3月末現在）

分 別	収 集 者
もえるごみ	直営・委託
もえないごみ・スプレー缶	直営
粗大ごみ	直営
びん	直営
かん	直営
ペットボトル	直営・委託
古紙	委託業者
古着・古布	委託業者
プラスチック製容器包装	委託業者

資料：平成25年度環境事業概要（環境課）

図2-5 施設の位置図

## ②処 分

収集したもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみは全て尾張東部衛生組合の晴丘センターで焼却・破碎処理されています。焼却灰は平成14年3月に完成した尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場（北丘灰埋立地）にて埋め立てを行っていますが、同施設の延命化のため、一部を愛知臨海環境整備センター（ASEC）等に委託し処分しています。また、破碎くずは民間業者に処分を委託しています。なお、尾張東部衛生組合は、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市の一般廃棄物を処分するために設立した組合で、3市で経費負担等を行い運営されています。



資料：尾張東部衛生組合事業概要より  
晴丘センター／最終処分場の位置

畜産動物や愛玩動物以外の動物の死体で、道路上で発見されたものについては、収集と運搬、処理を業者委託で行っています。

廃乾電池は市内の公共施設、金融機関等 37 ヶ所に回収箱を設置して回収を行い、平成7年度から15年度は北海道の野村興産(株)イトムカ鉱業所に、16年度から24年度は群馬県の東邦亜鉛(株)に、25年度からは再び北海道の野村興産(株)イトムカ鉱業所に処理を委託しています。

表2-3 ごみ収集方法等(平成25年3月末現在)

分別		収集方法	収集回数	指定袋等	搬入先	
もえるごみ	生ごみ、皮革類、ビニール・ゴム類等	ルート	週2回	L 15円/枚 S 10円/枚 SS 8円/枚	晴丘センター	
もえないごみ・スプレー缶	金属類、ガラス、陶器等	ステーション	月1回	L 20円/枚 S 15円/枚	晴丘センター	
	スプレー缶	ステーション	月1回	—	民間	
粗大ごみ	家具類、自転車等	各戸回収	予約制	1点 800円	晴丘センター	
資源	びん	飲食物・化粧品用	ステーション	月2回	—	民間
	かん	飲食物用	ステーション	月2回	—	晴丘センター
	ペットボトル	材質表示マークがあるもの	ステーション 店頭	月1回 週2回	—	民間
	古紙	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑がみ	ステーション	月1回	—	民間
	古着・古布	汚れ、水気がないもの	ステーション	月1回	—	民間
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器・包装類、材質表示マークがあるもの	ルート	隔週1回	15円/枚	民間

※ ルート … ごみ収集車の通る道にごみを出してもらい、収集する方法

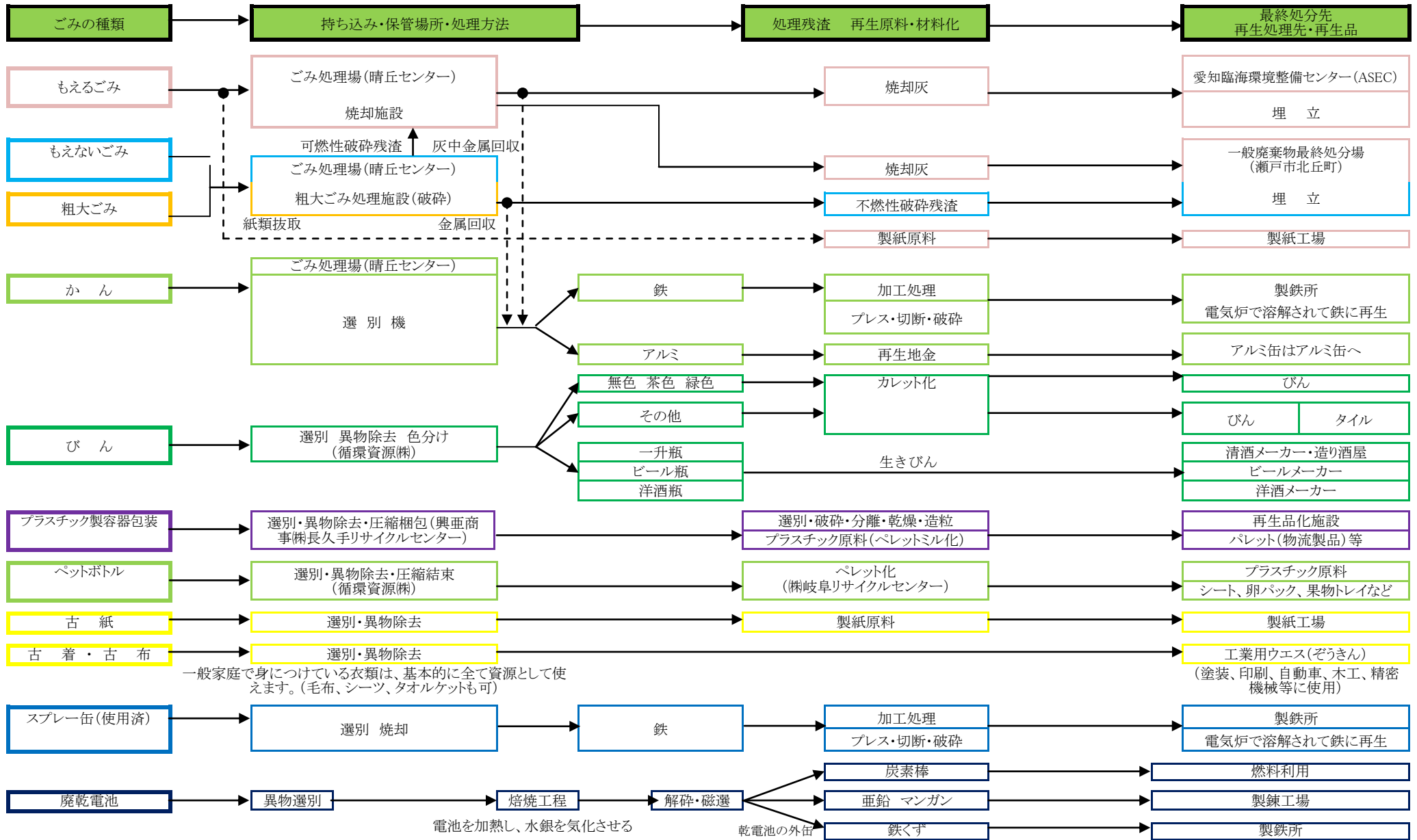
※ ステーション … 決められたごみ・資源置場にごみ・資源を出してもらい、収集する方法

※ 店頭 … スーパー等にあらかじめ資源置場を設置し、資源を出してもらい、収集する方法

## (2) ごみ・資源処理の流れ

収集されたごみ・資源は図2-6のような流れで処理されています。

図2-6 ごみ、資源のフローチャート



10



### (3) 処理施設の概要

#### ①中間処理施設 尾張東部衛生組合 晴丘センター

晴丘センターの施設概要は表 2-4 のとおりです。

表 2-4 尾張東部衛生組合 晴丘センター 施設概要

区分	収集者
施設概要	名称： 尾張東部衛生組合 晴丘センター 所在地： 愛知県尾張旭市晴丘町東 33 の 1 総事業費： ごみ焼却施設 77 億 1,110 万円 粗大ごみ処理施設 13 億 580 万円 敷地面積： 18,976m <sup>2</sup> 建築面積： 6,444m <sup>2</sup> 延床面積： 15,959m <sup>2</sup>
ごみ焼却施設	焼却能力 300 t / 日 (150 t / 日 × 2 基) 炉形式 全連続燃焼式機械炉
粗大ごみ処理施設	破碎能力 50 t / 日 (50 t / 5 h × 1 基) 破碎方式 衝撃剪断併用横形回転式

資料：尾張東部衛生組合 晴丘センター ホームページより

図 2-7 尾張東部衛生組合 晴丘センター 外観／施設配置図



資料：尾張東部衛生組合 晴丘センター ホームページより

## ②一般廃棄物最終処分場 北丘灰埋立地

尾張東部衛生組合の一般廃棄物最終処分場として、瀬戸市北丘町に一般廃棄物最終処分場があります。焼却残渣、不燃性破碎残渣を埋め立てています。

一般廃棄物最終処分場の施設概要は表 2-5 のとおりです。

表 2-5 一般廃棄物最終処分場 施設概要

区 分	収 集 者
施設概要	施設名称： 尾張東部衛生組合 一般廃棄物最終処分場
	所在地： 愛知県瀬戸市北丘町 296 番地
	埋立地： 埋立地面積 21,000m <sup>2</sup> 埋立地容積 200,000m <sup>3</sup>
	埋立期間 15 年
	施設竣工： 平成 14 年 2 月 28 日

資料：尾張東部衛生組合 晴丘センター ホームページより

図 2-8 一般廃棄物最終処分場 外観／施設配置図



資料：尾張東部衛生組合 晴丘センター ホームページより

## (1) ごみ総排出量

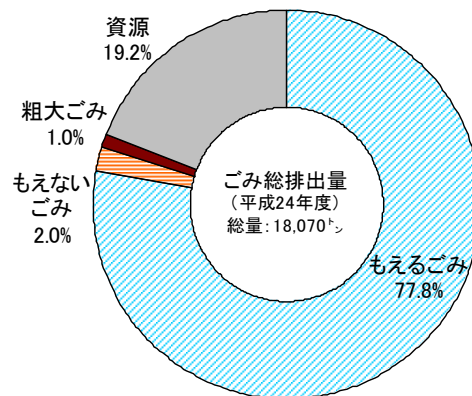
(総排出量＝家庭系ごみ(資源を含む)＋事業系ごみ)

(ごみ総排出量の構成内訳)

平成24年度のごみの総排出量は18,070トンを、このうちもえるごみが14,053t(77.8%)で全体の約8割を占めています。

もえないごみは369t(2.0%)、粗大ごみは177t(1.0%)です。資源は3,471t(19.2%)で、ごみ総排出量の約2割を占めています。

図2-9 ごみ総排出量の構成内訳



単位：トン、%

年度	もえるごみ	もえないごみ	粗大ごみ	資源	総量
平成24年度(2012)	14,053	369	177	3,471	18,070
(%)	77.8%	2.0%	1.0%	19.2%	100.0%

資料：環境課

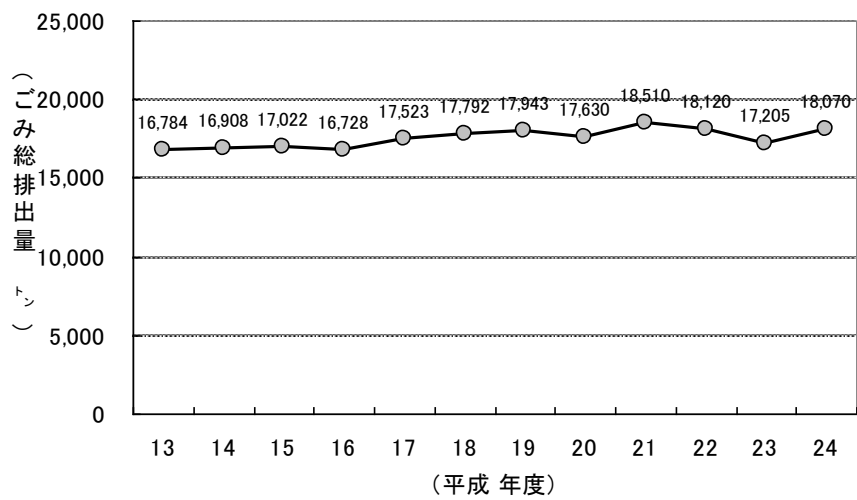
(ごみ総排出量の経年推移)

平成 24 年度のごみの総排出量を 14 年度と比較すると、この 10 年間で 1,200 トン近くの増加、率にして 6.9%の増加となっています。

この間の人口は平成 15 年 4 月の 41,526 人から 25 年 4 月の 51,639 人と約 10,000 人が増加し、24.4%の増加率を示しています。人口の伸びに比べればごみの総排出量は比較的緩やかに増加しています。

ここ 5 年間については、毎年 18,000 トン前後で推移していますが、10 年程度の長期のスパンで見ると、総排出量は微増傾向にあります。

図 2-10 ごみ総排出量の経年推移



単位：トン

年度	もえるごみ	もえないごみ	粗大ごみ	資源	総量
平成 4 年度 (1992)	10,133	1,871	0	194	12,198
平成 5 年度 (1993)	10,172	1,824	327	128	12,451
平成 6 年度 (1994)	10,594	1,985	380	127	13,086
平成 7 年度 (1995)	11,475	1,054	339	387	13,255
平成 8 年度 (1996)	12,225	629	278	497	13,629
平成 9 年度 (1997)	12,445	662	317	705	14,129
平成 10 年度 (1998)	12,222	766	359	1,515	14,862
平成 11 年度 (1999)	12,564	628	307	1,580	15,079
平成 12 年度 (2000)	13,070	741	271	1,920	16,002
平成 13 年度 (2001)	13,504	745	168	2,367	16,784
平成 14 年度 (2002)	13,523	765	178	2,442	16,908
平成 15 年度 (2003)	13,541	804	192	2,485	17,022
平成 16 年度 (2004)	13,281	789	201	2,457	16,728
平成 17 年度 (2005)	14,087	720	208	2,508	17,523
平成 18 年度 (2006)	14,198	773	209	2,612	17,792
平成 19 年度 (2007)	14,338	667	199	2,739	17,943
平成 20 年度 (2008)	14,127	601	232	2,670	17,630
平成 21 年度 (2009)	14,012	596	246	3,601	18,456
平成 22 年度 (2010)	13,487	696	420	3,517	18,120
平成 23 年度 (2011)	13,173	353	160	3,519	17,205
平成 24 年度 (2012)	14,053	369	177	3,471	18,070

資料：環境課

## (分類別ごみ総排出量)

### ①もえるごみ

もえるごみについては、平成 24 年度の排出量は 14,053 トンで、19 年度の 14,338 トンをピークとしてわずかに減少傾向を示しています。10 年程度の長期のスパンで見ると、14,000 トン前後でほぼ横ばいに推移しています。

### ②もえないごみ

もえないごみについては、平成 18 年度までは 700 トン以上の排出量で推移していましたが、その後は減少傾向を示しています。

平成 23 年度の排出量は 353 トンで、前年度の 696 トンからは半分近くに減少しました。23 年 4 月 1 日からもえないごみの有料化が開始された影響が一つの要因と考えられますが、その他の要因も考えられるため、今後の推移を確認していく必要があります。

### ③粗大ごみ

粗大ごみについては、平成 13 年度の 168 トンから、18 年度の 209 トンまでは毎年増加を続けていました。その後、19 年度に減少に転じましたが、20 年度からは再び増加を続けてきました。

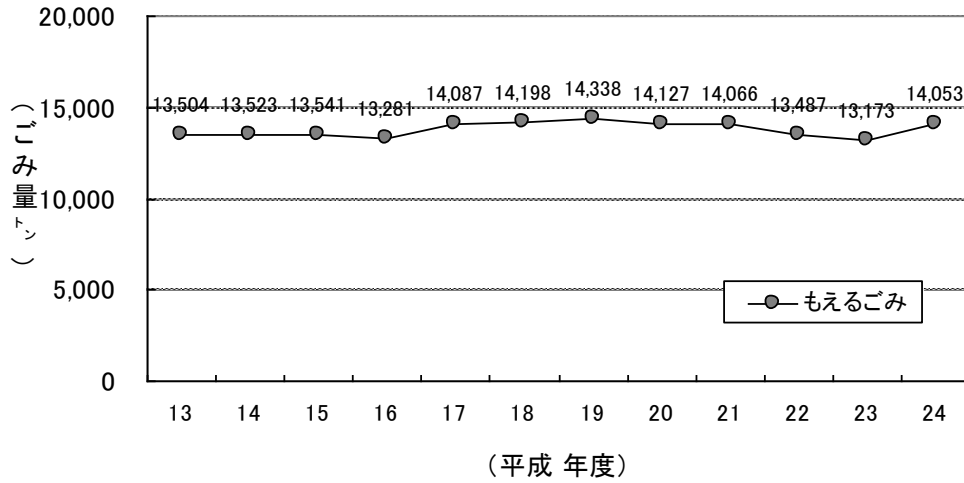
もえないごみと同様に、平成 23 年 4 月 1 日から粗大ごみの有料化が開始された結果、22 年度はかけこみ需要で排出量が増加し、翌年の 23 年度が大きく減少したものと考えられますが、その他の要因も考えられるため、今後の推移を確認していく必要があります。

### ④資源

資源については、平成 13 年度の 2,367 トンから、20 年度の 2,670 トンまでは多少の増減はあるものの微増傾向を続けていました。その後、21 年度に資源は急増し、22～24 年度も 3,500 トン前後で推移しています。

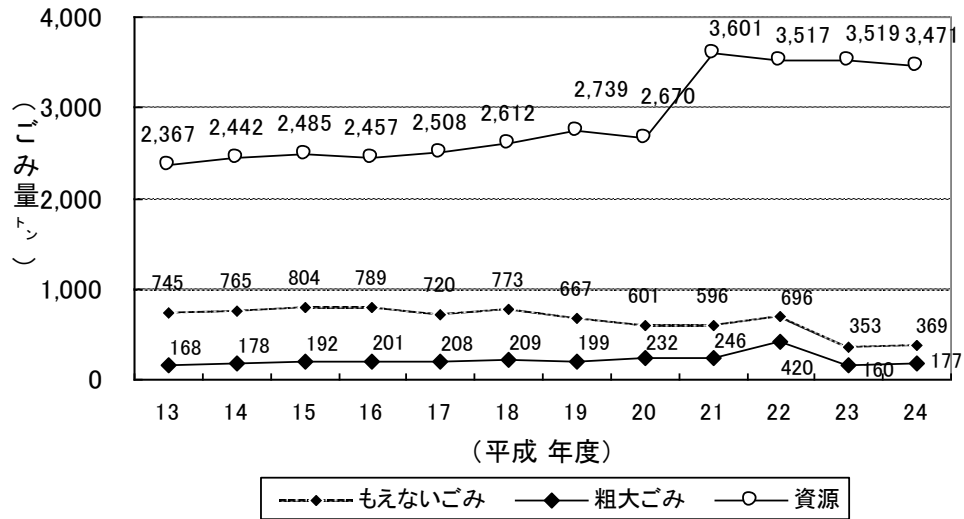
平成 19 年 4 月 14 日より、ながくてエコハウスを開館し、土・日曜日における資源の持ち込みを開始していましたが、20 年 11 月 1 日から平日も開館するようになったことが、21 年度以降の増加につながっていると考えられます。

図2-11 分類別、ごみの総排出量の推移（もえるごみ）



資料：長久手町清掃事業概要（平成 13～14 年度）、長久手町環境事業概要（平成 15～23 年度）  
長久手市環境事業概要（平成 24～25 年度）

図2-12 分類別、ごみの総排出量の推移（もえないごみ・粗大ごみ・資源）



資料：長久手町清掃事業概要（平成 13～14 年度）、長久手町環境事業概要（平成 15～23 年度）  
長久手市環境事業概要（平成 24～25 年度）

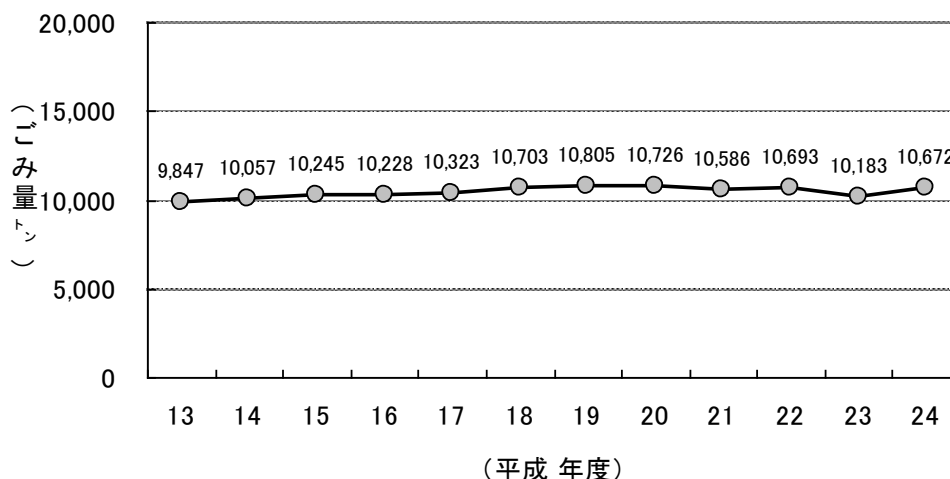
## (2) 家庭系ごみ排出量

(家庭系ごみ＝総排出量(資源を除く)－許可業者分)

(家庭系ごみ排出量)

平成 24 年度の家庭系ごみの排出量(資源を除く)は 10,672 トンで、ここ 5 年間は 10,000 トン～11,000 トン前後で推移しています。13 年度からの長期スパンで見ると、家庭系ごみの排出量は微増傾向にあります。

図 2-13 家庭系ごみ排出量の経年推移



単位：トン

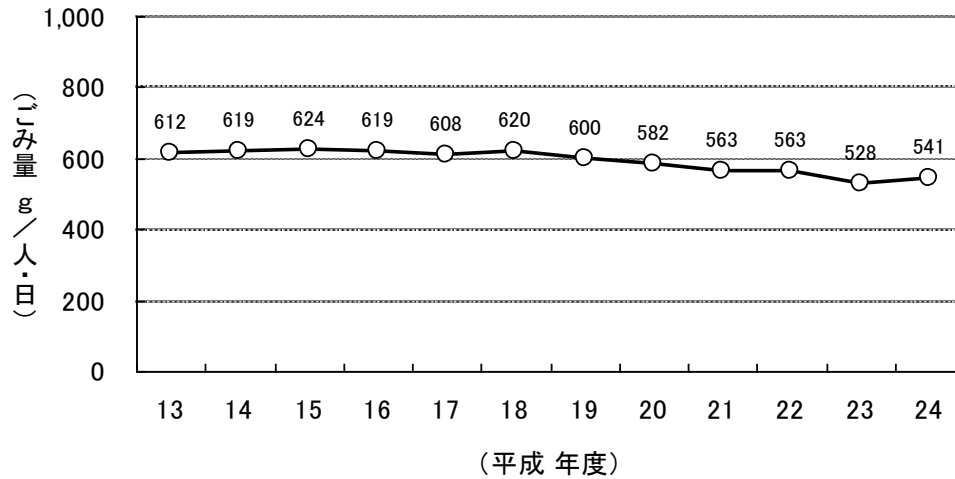
年度	もえるごみ	もえないごみ	粗大ごみ	総量 (資源を除く)
平成 4 年度 (1992)	5,427	1,554	0	7,175
平成 5 年度 (1993)	6,365	1,407	324	8,224
平成 6 年度 (1994)	6,802	1,629	377	8,935
平成 7 年度 (1995)	7,332	807	335	8,861
平成 8 年度 (1996)	7,876	490	276	9,139
平成 9 年度 (1997)	8,275	526	315	9,821
平成 10 年度 (1998)	8,231	598	359	10,703
平成 11 年度 (1999)	8,485	582	303	10,950
平成 12 年度 (2000)	8,926	730	267	11,843
平成 13 年度 (2001)	8,954	725	168	12,214
平成 14 年度 (2002)	9,127	757	173	12,499
平成 15 年度 (2003)	9,255	804	186	12,730
平成 16 年度 (2004)	9,239	788	201	12,685
平成 17 年度 (2005)	9,397	719	207	12,831
平成 18 年度 (2006)	9,723	772	208	13,315
平成 19 年度 (2007)	9,948	659	198	13,544
平成 20 年度 (2008)	9,896	600	230	13,396
平成 21 年度 (2009)	9,689	595	246	14,132
平成 22 年度 (2010)	9,158	696	420	13,791
平成 23 年度 (2011)	9,670	353	160	13,703
平成 24 年度 (2012)	10,127	369	176	10,672

資料：環境課

(家庭系ごみ一人1日あたり排出量の推移)

家庭から排出されるごみの量(資源を除く)を市民1人1日あたりに換算すると、平成24年度は541g/人・日となります。13~19年度にかけては600g/人・日を超える付近で推移していましたが、20年度以降は600g/人・日を下回るようになり、経年的にみれば徐々にではありますが、家庭系ごみの1人1日あたり排出量は減少の傾向にあります。

図2-14 家庭系ごみ1人1日あたり排出量の推移





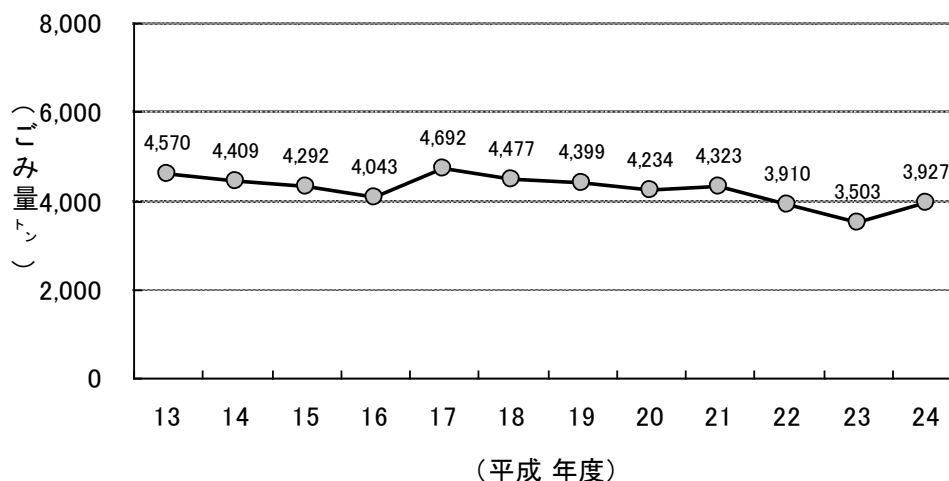
### (3) 事業系ごみ排出量

(事業系ごみ＝許可業者分)

(事業系ごみ排出量)

平成24年度の事業系ごみの排出量は3,927トンを下回っています。13年度からの長期スパンでも、17年度にいったん増加しましたが、その後は減少基調で推移しています。

図2-15 事業系ごみ排出量の経年推移



単位：トン

年度	もえるごみ	もえないごみ	粗大ごみ	総量
平成4年度 (1992)	4,706	317	0	5,023
平成5年度 (1993)	3,807	417	3	4,227
平成6年度 (1994)	3,792	356	3	4,151
平成7年度 (1995)	4,143	247	4	4,394
平成8年度 (1996)	4,349	139	2	4,490
平成9年度 (1997)	4,170	136	2	4,308
平成10年度 (1998)	3,991	168	0	4,159
平成11年度 (1999)	4,079	46	4	4,129
平成12年度 (2000)	4,144	11	4	4,159
平成13年度 (2001)	4,550	20	0	4,570
平成14年度 (2002)	4,396	8	5	4,409
平成15年度 (2003)	4,286	0	6	4,292
平成16年度 (2004)	4,042	1	0	4,043
平成17年度 (2005)	4,690	1	1	4,692
平成18年度 (2006)	4,475	1	1	4,477
平成19年度 (2007)	4,390	8	1	4,399
平成20年度 (2008)	4,231	1	2	4,234
平成21年度 (2009)	4,323	1	0	4,324
平成22年度 (2010)	3,910	0	0	3,910
平成23年度 (2011)	3,502	0	0	3,503
平成24年度 (2012)	3,926	0	0	3,927

資料：環境課

#### (4) 資源収集

##### ①資源回収量

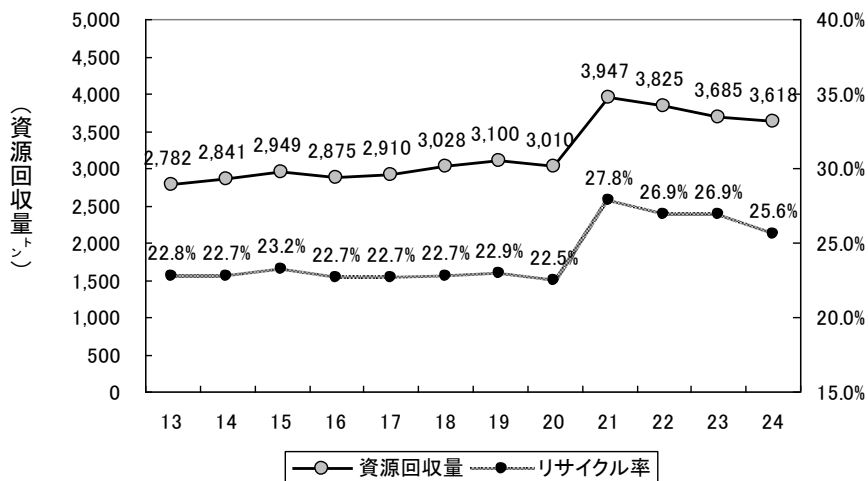
(資源(収集) + 資源(晴丘Cの家庭系のみ))

平成24年度における資源回収の総量(家庭系のみ)は約3,619トンです。20年度までは3,000トン付近で推移していましたが、エコハウスでの資源回収が平日にも実施されるようになった21年度以降は3,000トンの後半で推移しています。

##### ②リサイクル率(資源化率)

リサイクル率は平成24年度時点で25.6%です。21年度には27.8%まで上昇しましたが、ここ3年は減少傾向を示しています。

図2-16 資源回収量とリサイクル率(資源化率)



年度	資源(収集)	資源(晴丘) ※家庭系のみ	資源計(A)	家庭系ごみ 総排出量(B)	リサイクル率 (A/B)
平成13年度(2001)	2,367,000	414,943	2,781,943	12,214,000	22.78%
平成14年度(2002)	2,442,000	399,420	2,841,420	12,499,000	22.73%
平成15年度(2003)	2,485,000	464,499	2,949,499	12,730,000	23.17%
平成16年度(2004)	2,457,000	417,719	2,874,719	12,685,000	22.66%
平成17年度(2005)	2,508,000	401,828	2,909,828	12,831,000	22.68%
平成18年度(2006)	2,612,000	415,820	3,027,820	13,315,000	22.74%
平成19年度(2007)	2,739,000	360,728	3,099,728	13,544,000	22.89%
平成20年度(2008)	2,670,000	339,911	3,009,911	13,396,000	22.47%
平成21年度(2009)	3,600,917	346,148	3,947,065	14,186,447	27.82%
平成22年度(2010)	3,517,067	307,478	3,824,545	14,210,074	26.91%
平成23年度(2011)	3,519,412	165,215	3,684,627	13,702,681	26.89%
平成24年度(2012)	3,470,588	148,568	3,619,156	14,143,010	25.59%

資料：環境課

#### (5) 最終処分量(埋立処分量)

晴丘センターで生じる焼却残渣(焼却灰)および不燃性破碎残渣の処分量は、毎年おおむね2,000トンを推移しています。

表2-6 最終処分量(晴丘センター埋立処分)

単位：kg

年度	焼却残渣(埋立)	不燃(埋立)	計
平成21年度(2009)	1,967,000	172,000	2,139,000
平成22年度(2010)	1,869,000	203,000	2,072,000
平成23年度(2011)	1,902,000	105,000	2,007,000
平成24年度(2012)	1,982,000	128,000	2,110,000

資料：平成25年度環境事業概要(環境課)

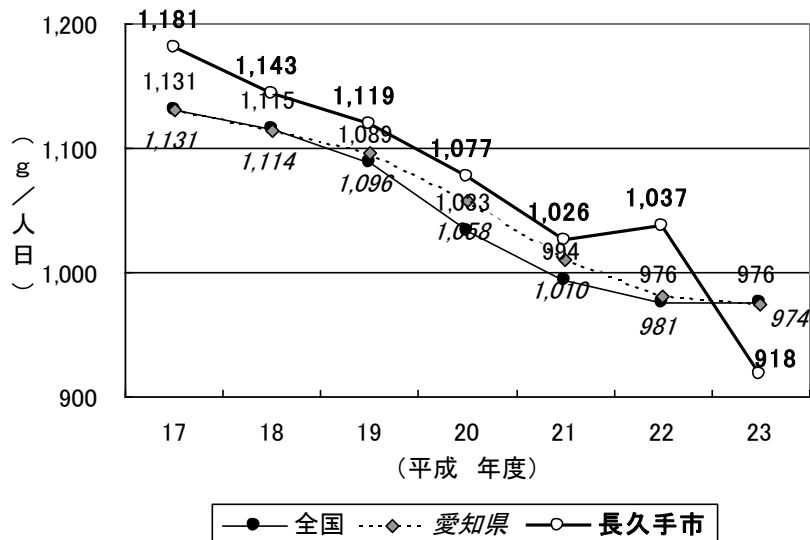
## (6) 国・県平均との比較

一般廃棄物処理実態調査（全国調査）のデータから、本市における1人1日あたりのごみの排出量を国及び愛知県と比較してみると、本市の生活系と事業系のごみの合計は平成17年度に1,181g/日で国や県の値を上回っていましたが、23年度には918g/日となり、国の976g/日や県の974g/日を下回るまでに減少しています。

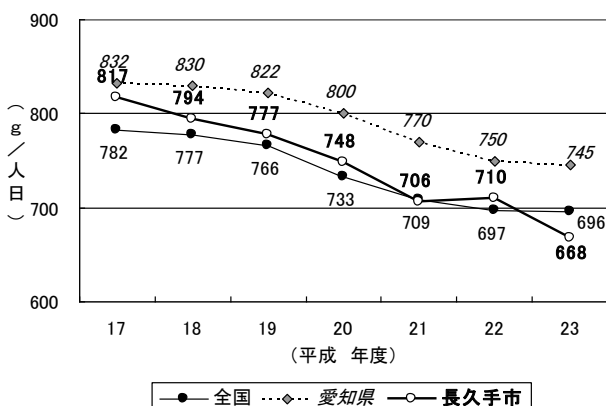
生活系ごみと事業系ごみを個々にみると、生活系ごみでは平成23年度に国の696g/日、県の745g/日とともに下回り668g/日まで減少しています。一方、事業系ごみは23年度において250g/日で、国の280g/日は下回っていますが、県の平均よりも20g/日上回っています。

本市では、生活系ごみは1人1日あたりの排出量は県平均より少ないものの、事業系ごみは多いという状況にあります。

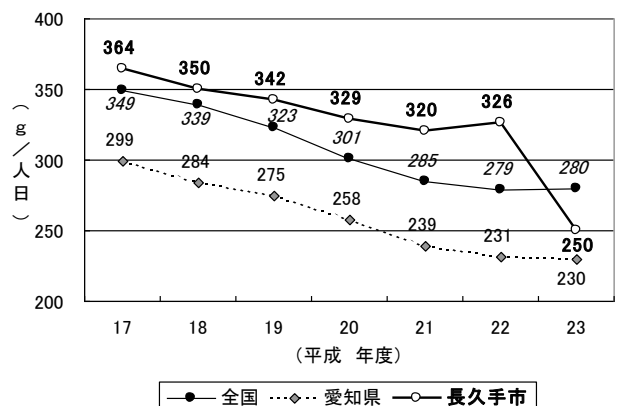
図2-17 1人1日あたりごみ排出量の比較  
(生活系ごみと事業系ごみの合計)



(生活系ごみ)



(事業系ごみ)



資料：平成23年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

## (1) ごみ組成調査の概要

本市におけるごみ排出の特性を把握することを目的として、ごみの組成調査を実施しました。調査にあたっては、前回(平成20年10月)の調査との比較分析が可能となるように調査時期、調査方法をあわせることとし、長久手市を構成する主な生活形態として、①一般マンション、②長久手西部の住宅、③学生マンション、④長久手東部の住宅を選定し、代表的な地域においてごみ(もえるごみ/もえないごみ)の収集前にごみ集積場所からごみ袋をピックアップする方法で実施しました。

調査実施の概要は表2-7のとおりです。

表2-7 ごみ組成調査の概要

ごみ種類	調査月日	地区	生活形態	仕分け作業時間	備考
もえるごみ	11月29日	①地区	一般マンション	9:30~10:40	※当日収集分
	11月29日	②地区	長久手西部の住宅	10:50~11:50	※当日収集分
	11月27日	③地区	学生マンション	9:30~10:30	※当日収集分
	11月27日	④地区	長久手東部の住宅	10:40~11:25	※当日収集分
もえないごみ	11月27日	①地区	一般マンション	13:00~13:35	※当日収集分
	12月3日	②地区	長久手西部の住宅	13:30~14:30	※11月30日収集分
	11月29日	③地区	学生マンション	13:00~13:30	※当日収集分
	11月29日	④地区	長久手東部の住宅	13:00~13:30	※11月28日収集分

参考： 調査作業員 環境課職員3名、補助員3名〔計画策定業務委託業者(社)地域問題研究所より〕  
作業実施場所 長久手市清掃車庫

参考写真 ごみ組成調査実施の様子 (11月27日の作業)



## (2) もえるごみの組成

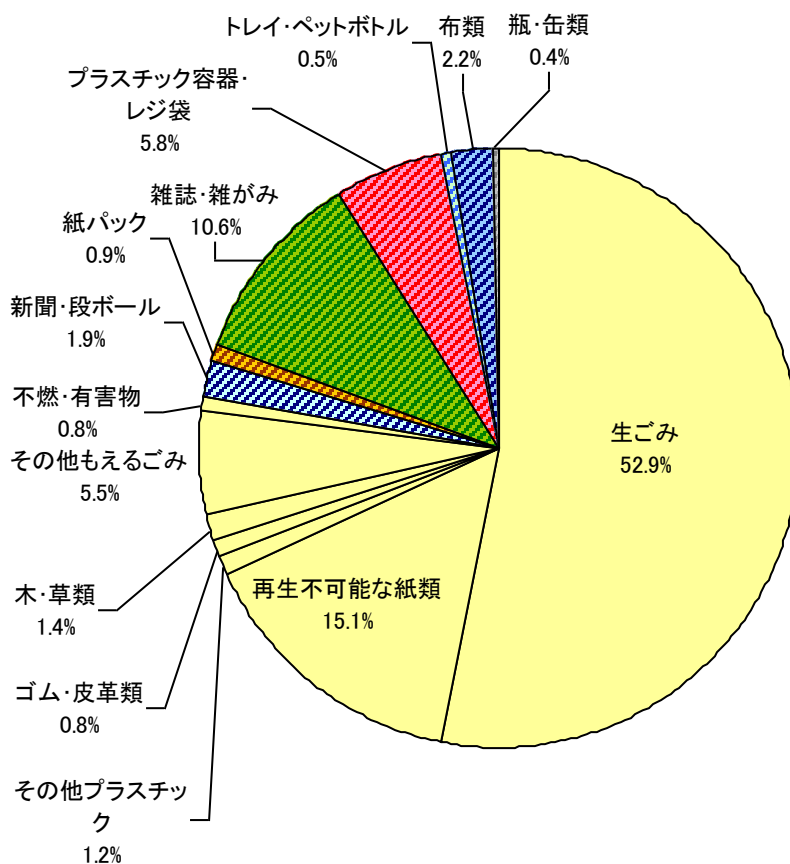
(全体)

図2-18は家庭から排出されるもえるごみをごみの種類に分けて整理し、構成割合(重量比)を示したものです。

長久手市全体でみていくと、最も多いのは「生ごみ」で52.9%と半分以上を占めました。次いで多いのは「再生不可能な紙類」で15.1%を占めています。

もえるごみの中で、再生可能なごみとしては、「雑誌・雑がみ」が10.6%、「プラスチック容器・レジ袋」が5.8%、「布類」が2.2%、「新聞・段ボール」が1.9%などとなっており、再生可能なごみが全体の22.3%を占めています。

図2-18 もえるごみの組成 (全体)



注：ごみの分類について

《再生不可能なごみ》

生ごみ	調理くず、残飯等、手付かず食材を含む。
再生不可能な紙類	紙くず、ウェットティッシュ等、感光紙、レシート、紙おむつを含む。
その他プラスチック	プラスチック製品等
その他のもえるごみ	他に分類できないもの。
不燃・有害物	もえないごみ(金属、ガラス、陶器、小型家電等)、電池類、処理困難物。

《再生可能なごみ》

新聞・段ボール	新聞チラシを含む。
紙パック	牛乳、ジュースパック等の飲料用紙パック。アルミ処理した紙は再生不可能な紙へ。
雑誌・雑がみ	雑誌、フリーペーパー等。紙箱、包装紙、メモ紙等。
プラスチック容器・レジ袋	ビニール、プラスチック製ボトル等。ごみの中に混入しているレジ袋。
トレイ・ペットボトル	白色・青色トレイ(スーパー等で回収しているもの)、ペットボトル。
布類	古着、布きれ等繊維類
瓶・缶類	飲食物、化粧品の空き瓶、飲食物の空き缶(スチール缶・アルミ缶)、スプレー缶。

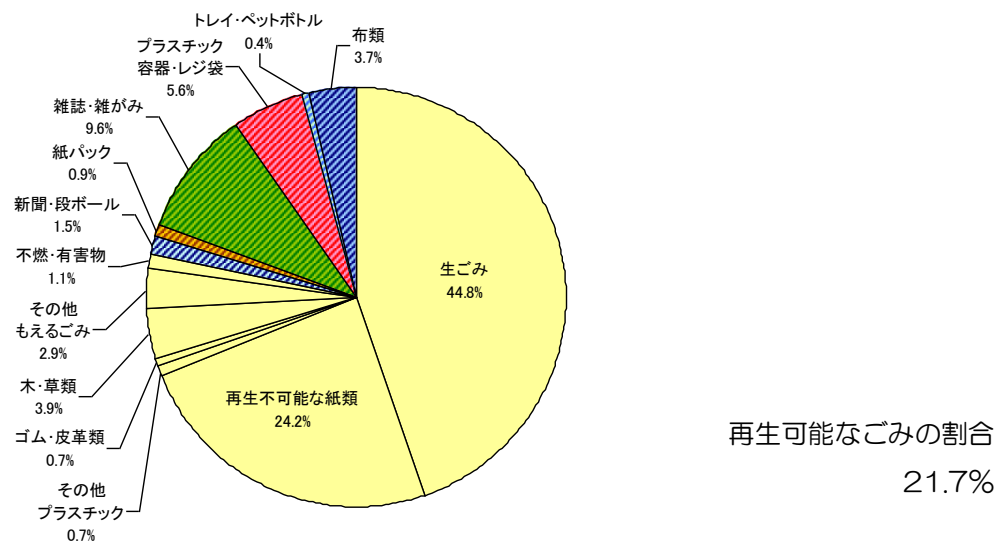
(生活形態別)

①一般マンション

一般マンションから排出されたもえるごみの特徴としては、「生ごみ」は44.8%とやや少なく、逆に「再生不可能な紙類」が24.2%とおおよそ1/4を占めていることです。

再生可能なごみの割合は21.7%で、市全体の22.2%と大きくは変わりません。

図2-19-1 もえるごみの組成 (生活形態別/①一般マンション)

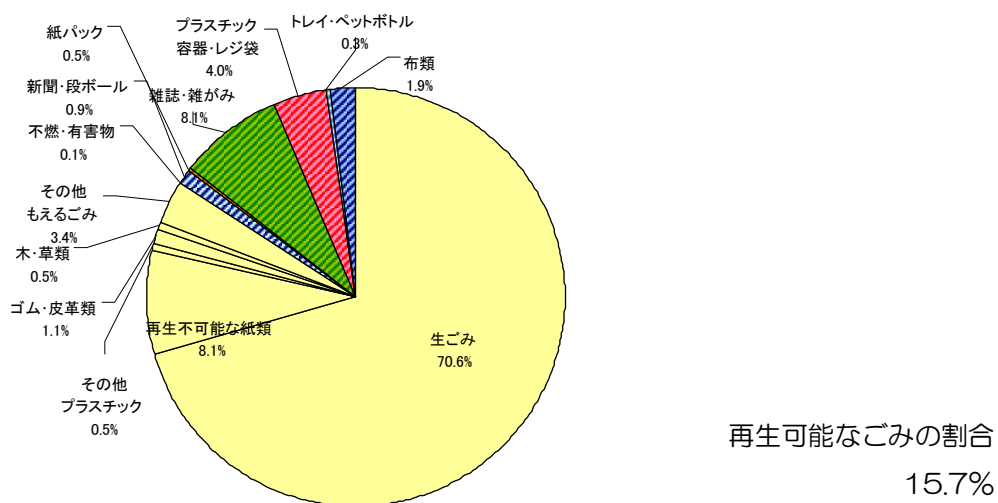


②長久手西部の住宅

長久手西部の住宅から排出されたもえるごみの特徴としては、「生ごみ」が70.6%と、実に7割を占めています。

再生可能なごみの割合は15.7%で、市全体の22.3%を6.6ポイント下回っています。

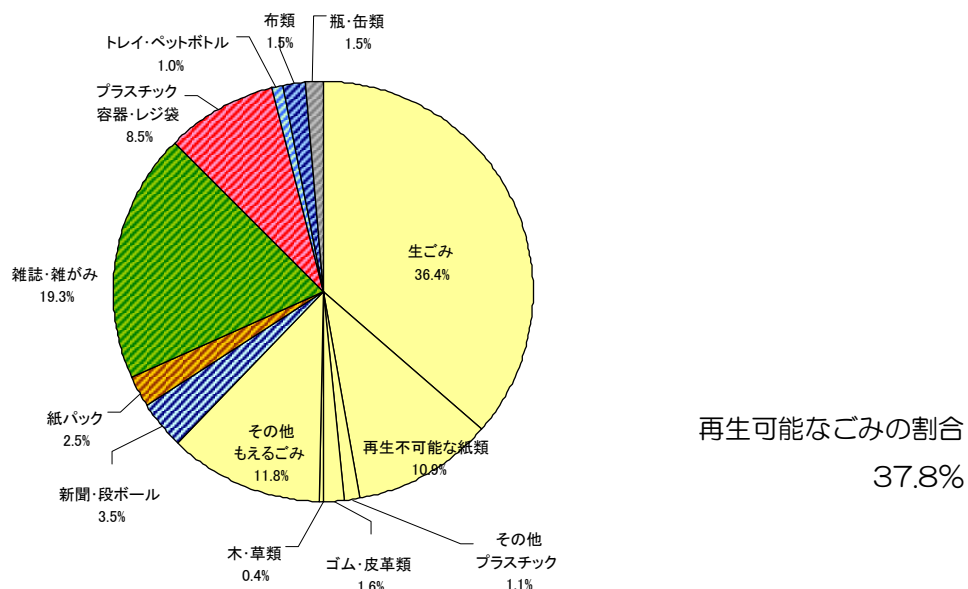
図2-19-2 もえるごみの組成 (生活形態別/②長久手西部の住宅)



### ③学生マンション

学生マンションから排出されたもえるごみの特徴としては、「生ごみ」は36.4%と少なく、逆に「その他もえるごみ」の11.8%、「再生不可能な紙類」の10.9%が相対的に大きな割合を占めている。また、再生可能なごみの割合は37.8%と大きく、「雑誌・雑がみ」は19.2%、「プラスチック容器・レジ袋」が8.5%と大きな割合を示しました。

図2-19-3 もえるごみの組成 (生活形態別/③学生マンション)



### ④長久手東部の住宅

長久手東部の住宅から排出されたもえるごみの特徴としては、「生ごみ」が51.5%とほぼ半分程度を占めています。構成比は市全体とよく似た状況にあります。

再生可能なごみの割合は21.4%で、市全体の22.3%と大きくは変わりません。

図2-19-4 もえるごみの組成 (生活形態別/④長久手東部の住宅)

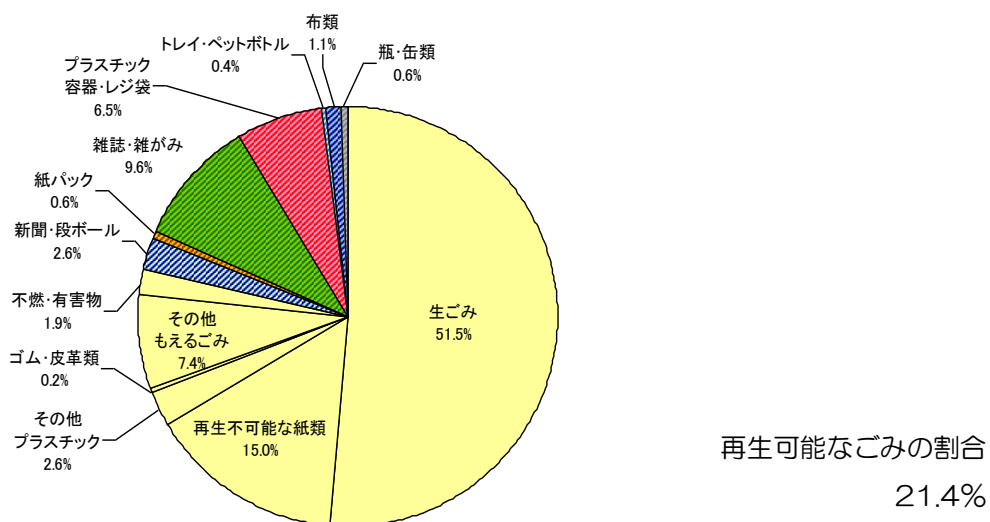


表2-8 ごみ組成調査結果（もえるごみ）

重量(単位:kg)		一般 マンション	長久手西部 の住宅	学生 マンション	長久手東部 の住宅	
大分類	小分類	①地区	②地区	③地区	④地区	計
生ごみ	生ごみ	28.57	44.03	10.86	28.50	111.96
	未調理食材	7.34	11.01	2.90	5.04	26.29
紙類	新聞	1.18	0.62	0.47	1.20	3.47
	段ボール	0.00	0.11	0.87	0.47	1.45
	飲料用紙パック	0.71	0.35	0.96	0.36	2.38
	雑誌	0.90	0.40	2.19	0.65	4.14
	雑紙	6.80	5.94	5.09	5.63	23.46
	紙おむつ	15.49	2.95	0.00	7.64	26.08
	リサイクル不可能な紙類	3.90	3.34	4.12	2.10	13.46
プラスチック製容器包装	ビニール、プラスチック製ボトル等	4.12	2.81	2.88	4.00	13.81
	レジ袋	0.35	0.34	0.35	0.24	1.28
プラスチック類	白色トレイ	0.19	0.14	0.19	0.21	0.73
	着色トレイ	0.15	0.02	0.00	0.02	0.19
	ペットボトル	0.02	0.10	0.20	0.02	0.34
	その他プラスチック類	0.60	0.41	0.43	1.69	3.13
その他もえるごみ	布類	2.97	1.44	0.55	0.72	5.68
	ゴム・皮革類	0.57	0.87	0.59	0.15	2.18
	木・草類	3.13	0.38	0.16	0.02	3.69
	その他もえるごみ	2.31	2.67	4.45	4.83	14.26
	空き瓶	0.00	0.00	0.18	0.01	0.19
瓶・缶類	スチール缶	0.00	0.03	0.28	0.33	0.64
	アルミ缶	0.00	0.00	0.10	0.04	0.14
	スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	金属、ガラス、陶器、小型家電等	0.01	0.01	0.01	1.22	1.25
有害物	電池類、処理困難物	0.90	0.04	0.00	0.01	0.95
計	(単位:kg)	80.21	78.01	37.83	65.10	261.15
比率(単位:%)		一般 マンション	長久手西部 の住宅	学生 マンション	長久手東部 の住宅	
大分類	小分類	①地区	②地区	③地区	④地区	計
生ごみ	生ごみ	35.6%	56.4%	28.7%	43.8%	42.9%
	未調理食材	9.2%	14.1%	7.7%	7.7%	10.1%
紙類	新聞	1.5%	0.8%	1.2%	1.8%	1.3%
	段ボール	0.0%	0.1%	2.3%	0.7%	0.6%
	飲料用紙パック	0.9%	0.5%	2.5%	0.6%	0.9%
	雑誌	1.1%	0.5%	5.8%	1.0%	1.6%
	雑紙	8.5%	7.6%	13.5%	8.6%	9.0%
	紙おむつ	19.3%	3.8%	0.0%	11.7%	10.0%
	リサイクル不可能な紙類	4.9%	4.3%	10.9%	3.2%	5.2%
プラスチック製容器包装	ビニール、プラスチック製ボトル等	5.1%	3.6%	7.6%	6.1%	5.3%
	レジ袋	0.4%	0.4%	0.9%	0.4%	0.5%
プラスチック類	白色トレイ	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.3%
	着色トレイ	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	ペットボトル	0.0%	0.1%	0.5%	0.0%	0.1%
	その他プラスチック類	0.7%	0.5%	1.1%	2.6%	1.2%
その他もえるごみ	布類	3.7%	1.9%	1.5%	1.1%	2.2%
	ゴム・皮革類	0.7%	1.1%	1.6%	0.2%	0.8%
	木・草類	3.9%	0.5%	0.4%	0.0%	1.4%
	その他もえるごみ	2.9%	3.4%	11.8%	7.4%	5.5%
	空き瓶	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%
瓶・缶類	スチール缶	0.0%	0.0%	0.7%	0.5%	0.2%
	アルミ缶	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.1%
	スプレー缶	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	金属、ガラス、陶器、小型家電等	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.5%
有害物	電池類、処理困難物	1.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%
計	(単位:%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



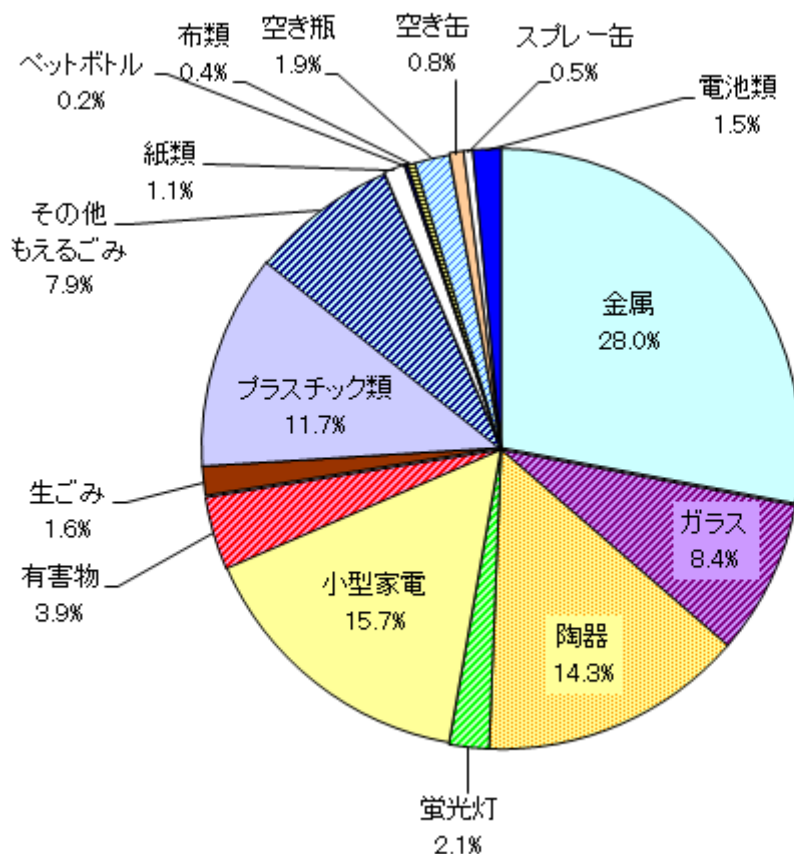
### (3) もえないごみの組成

(全体)

図 2-20 は家庭から排出されるもえないごみをごみの種類に分けて整理し、構成割合（重量比）を示したものです。

長久手市全体でみていくと、最も多いのは「金属」で 28.0%と 3 割近くを占めました。次いで多いのは「小型家電」の 15.7%、「陶器」の 14.3%、「プラスチック類」の 11.7%と続いています。

図 2-20 もえないごみの組成 (全体)



注：ごみの分類について

金属	鍋等金属製品、中が汚れた缶類、傘。
ガラス	コップ、飲食物や化粧品以外の瓶、割れた瓶。
陶器	食器等の陶磁器製品、陶器の植木鉢。
蛍光灯	蛍光灯、電球。
小型家電	電池やコンセントに差して動くもの。
有害物	コンクリート、消火器等の処理困難物。
生ごみ	生ごみ。
プラスチック類	ビニール、プラスチック製ボトル等。ごみの中に混入しているレジ袋。
その他もえるごみ	皮革・ゴム類、その他。
紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌、雑がみ、紙パック類。
ペットボトル	ペットボトル
布類	古着、布きれ等繊維類
空き瓶・空き缶	飲食物、化粧品の空き瓶・空き缶、スプレー缶。
電池類	乾電池、充電電池、ボタン電池。

表2-9 ごみ組成調査結果（もえないごみ）

重量(単位:kg)		一般 マンション	長久手西部 の住宅	学生 マンション	長久手東部 の住宅	
大分類	小分類	①地区	②地区	③地区	④地区	計
金属	金属	27.99	35.23	27.52	28.21	118.95
ガラス	ガラス	3.95	8.28	14.02	9.32	35.57
陶器	陶器	8.28	24.97	14.63	12.91	60.79
蛍光灯	蛍光灯	5.54	1.25	0.61	1.71	9.11
小型家電	小型家電	17.45	10.67	22.64	16.08	66.84
有害物	有害物	1.25	0.41	5.21	9.90	16.77
もえるごみ	生ごみ	0.01	0.00	0.49	6.17	6.67
	プラスチック類	17.64	8.15	12.08	11.86	49.73
	その他もえるごみ	11.89	2.60	6.39	12.73	33.61
資源	紙類	0.52	0.69	1.92	1.68	4.81
	ペットボトル	0.00	0.00	0.84	0.00	0.84
	布類	0.26	1.36	0.11	0.00	1.73
	空き瓶	1.63	0.98	2.94	2.44	7.99
	空き缶	0.02	1.18	2.05	0.00	3.25
	スプレー缶	0.15	1.04	0.42	0.46	2.07
	電池類	0.69	1.15	0.53	4.07	6.44
	計	(単位:kg)	97.27	97.96	112.40	117.54
比率(単位:%)		一般 マンション	長久手西部 の住宅	学生 マンション	長久手東部 の住宅	
大分類	小分類	①地区	②地区	③地区	④地区	計
金属	金属	28.8%	36.0%	24.5%	24.0%	28.0%
ガラス	ガラス	4.1%	8.5%	12.5%	7.9%	8.4%
陶器	陶器	8.5%	25.5%	13.0%	11.0%	14.3%
蛍光灯	蛍光灯	5.7%	1.3%	0.5%	1.5%	2.1%
小型家電	小型家電	17.9%	10.9%	20.1%	13.7%	15.7%
有害物	有害物	1.3%	0.4%	4.6%	8.4%	3.9%
もえるごみ	生ごみ	0.0%	0.0%	0.4%	5.2%	1.6%
	プラスチック類	18.1%	8.3%	10.7%	10.1%	11.7%
	その他もえるごみ	12.2%	2.7%	5.7%	10.8%	7.9%
資源	紙類	0.5%	0.7%	1.7%	1.4%	1.1%
	ペットボトル	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%
	布類	0.3%	1.4%	0.1%	0.0%	0.4%
	空き瓶	1.7%	1.0%	2.6%	2.1%	1.9%
	空き缶	0.0%	1.2%	1.8%	0.0%	0.8%
	スプレー缶	0.2%	1.1%	0.4%	0.4%	0.5%
	電池類	0.7%	1.2%	0.5%	3.5%	1.5%
	計	(単位:%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (1) ごみ処理経費

本市におけるごみ・資源の処理に係る経費は、平成 24 年度では約 3 億 9500 万円となっており、対前年度比では 0.9%の減少となっています。

平成 20 年度からの推移をみると、事業費は約 4 億円～4 億 3000 万円程度で推移しており、一般会計決算額に占める割合はおおむね 3 %程度となっています。事業費ならびに一般会計決算額に占める比率はわずかながら減少する傾向にあります。

表 2-10 ごみ処理に関わる経費

単位：千円

年 度	一般会計決算額	清掃事業費	比率	対前年度比
平成 20 年度 (2008)	12,757,580	430,130	3.4%	3.1%
平成 21 年度 (2009)	12,879,993	420,499	3.3%	△ 2.2%
平成 22 年度 (2010)	14,300,746	429,744	3.0%	2.2%
平成 23 年度 (2011)	14,678,223	398,819	2.7%	△ 7.2%
平成 24 年度 (2012)	15,244,621	395,289	2.6%	△ 0.9%

注：施設建設費、清掃車両購入費などの設備等投資費は除く。 資料：平成 25 年度環境事業概要（環境課）

## (2) 単位あたりのごみ処理経費

本市における市民 1 人あたりのごみ・資源処理経費は、平成 24 年度では 6,358 円／人となっています。20 年度以降は徐々に 1 人あたりの経費は減少しています。

次に、1 トンあたりのごみ・資源処理経費は、平成 24 年度では 19,180 円／t となっています。年度によって多少の上下はありますが、おおむね 19,000 円～21,000 円／t 程度で推移してきています。

表 2-11 ごみ処理に関わる経費

年 度	1 人あたりのごみ・資源処理費 (円／人)	1 t あたりのごみ・資源処理費 (円／t)
平成 20 年度 (2008)	7,492 ( — )	20,416 ( — )
平成 21 年度 (2009)	7,313 (△ 2.4%)	20,421 ( 0.0%)
平成 22 年度 (2010)	7,055 (△ 3.5%)	20,351 (△ 0.3%)
平成 23 年度 (2011)	6,599 (△ 6.5%)	20,465 ( 0.6%)
平成 24 年度 (2012)	6,358 (△ 3.7%)	19,180 (△ 6.3%)

注：施設建設費、清掃車両購入費などの設備等投資費は除く。 資料：平成 25 年度環境事業概要（環境課）

## (1) 生ごみの減量化

## (生ごみ堆肥化容器（コンポスト）補助）

昭和 63 年度からの事業で、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入の際、補助金（3,000 円）を差し引いた価格で販売しています。事業が始まった 63 年度は、販売数が 300 基を数えましたが、現在は落ち着いてきており、年間 10 基前後となっています。

## (生ごみ発酵用密閉バケツ補助)

平成 10 年度から市内の指定店（3 店）において販売価格の半額（1,000 円）を補助し、1 世帯あたり 5 基までとしています。なお、24 年度より指定店制度を廃止し、市内に限らず国内で購入したのも対象とする形に補助の形態を変更しました。

事業が始まった平成 10 年度は、販売数が 300 基を超えましたが、現在は年間 30 基程度です。

## (生ごみ処理機補助)

平成 12 年度から市内の販売店において販売価格の半額（上限 20,000 円）を補助し、1 世帯あたり 1 基までとしています。24 年度より補助対象を国内販売店に拡大しました。

事業が始まった平成 12 年度には、補助数は 155 基を数えましたが、現在は落ち着いてきており、24 年度は 26 基でした。

表 2-12 生ごみ減量化のための補助事業 実績

年度	生ごみ堆肥化容器 （コンポスト）補助	生ごみ発酵用 密閉バケツ補助	生ごみ処理機 補助
昭和 63 年度（1988）	300 基		
平成元年度（1989）	160 基		
平成 2 年度（1990）	99 基		
平成 3 年度（1991）	61 基		
平成 4 年度（1992）	94 基		
平成 5 年度（1993）	60 基		
平成 6 年度（1994）	40 基		
平成 7 年度（1995）	52 基		
平成 8 年度（1996）	28 基		
平成 9 年度（1997）	27 基		
平成 10 年度（1998）	32 基	354 基	
平成 11 年度（1999）	36 基	244 基	
平成 12 年度（2000）	18 基	110 基	155 基
平成 13 年度（2001）	14 基	62 基	63 基
平成 14 年度（2002）	10 基	85 基	36 基
平成 15 年度（2003）	15 基	39 基	23 基
平成 16 年度（2004）	10 基	30 基	26 基
平成 17 年度（2005）	14 基	42 基	37 基
平成 18 年度（2006）	14 基	20 基	42 基
平成 19 年度（2007）	12 基	48 基	31 基
平成 20 年度（2008）	14 基	56 基	23 基
平成 21 年度（2009）	11 基	26 基	25 基
平成 22 年度（2010）	8 基	26 基	9 基
平成 23 年度（2011）	5 基	28 基	5 基
平成 24 年度（2012）	10 基	17 基	26 基
累計	1,144 基	1,187 基	501 基

資料：平成 25 年度環境事業概要（環境課）

## (2) 資源回収奨励金

平成3年度より、子ども会等の住民団体であらかじめ資源回収の登録した団体が、古新聞、古雑誌などの資源回収を行い古紙等の回収業者に売却した場合に、その回収量に対して、100 kgあたり200円の奨励金を交付してきました。

平成7年度より100 kgあたり300円、10年度より350円、11年度より400円に奨励金の額を変更しています。また、23年度末で牛乳パック回収の奨励金が終了したため、24年度より牛乳パックを資源回収の回収品目に追加しています。

平成24年度実績では、団体数38団体、回収量約647トで、奨励金額は約266万円でした。

表2-13 資源回収奨励金事業 実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
回収団体数	41	39	38
回収量	642,440 kg	692,252 kg	647,199 kg
奨励金額	2,586,000円	2,782,800円	2,660,800円

(回収量の内訳)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新聞	329,556 kg	342,392 kg	325,420 kg
雑誌	195,525 kg	223,385 kg	205,597 kg
段ボール	90,980 kg	99,101 kg	83,968 kg
アルミ	7,166 kg	6,795 kg	6,630 kg
古布	19,213 kg	20,579 kg	19,448 kg
牛乳パック			6,136 kg

注：奨励金が回収量に比べて多いのは、各団体に100 kg未満を切り上げ処理をして交付しているため。  
資料：平成25年度環境事業概要（環境課）

## (3) その他の取り組み

### (牛乳パック奨励金)

平成3年度から、市役所環境課で10パック30枚（約1kg）にスタンプ1個を押して、スタンプ10個で図書券200円分と交換してきました。7年10月からは、スタンプ20個で図書カード500円分と交換することとしました。奨励金制度の当初の目的である、「牛乳パックは資源である」という認識が市民の間に十分に定着し、牛乳パックを分ける習慣が付いたと認識されたため、23年度をもって事業は廃止しています。

### (リサイクルマーケット（啓発事業）)

平成3年度から、11月の町民まつりで出店者を一般公募してリサイクルマーケットを開催しています。6年度からは5月にも実施し、年2回の開催となっています。

(開催実績) 平成24年5月13日(日) 出店数 23ブース 参加者数 約450人

### (新聞販売店による古紙回収（民間による自主事業）)

市内新聞販売店5店舗において、古紙の自主回収が行われています。

### (1) 数値目標達成状況

前計画（後期計画／計画期間：平成 21～25 年度）において定めた数値目標（平成 25 年度達成目標）に対して、現時点（平成 24 年度）の達成状況は以下のとおりです。

③家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量の 703 g／人・日は目標数値を達成しています。①家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量の 511 g／人・日は、あと 7 g／人・日の減量が必要です。

なお、② 1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系及び事業系）の 775 g／人・日は目標との間に 35 g／人・日の開きがあり、また、④資源化率についても目標値 35%に対して現状値は 26%と低い水準にとどまっています。

表 2-14 一般廃棄物（ごみ）処理計画 数値目標の達成状況（平成 24 年度時点）

項目	目標値 (平成 25 年度)	現状値 (平成 24 年度時点)
①家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量 ：家庭から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	504 g／人・日	511 g／人・日
② 1 人 1 日あたりのごみ排出量(家庭系及び事業系) ：家庭及び事業所の双方から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	720 g／人・日	775 g／人・日
③家庭系 1 人 1 日あたりの排出量 ：家庭から排出されるごみ及び資源（集団回収も含む）の量	775 g／人・日	703 g／人・日
④資源化率 ：家庭から排出される不要物のうち、資源（集団回収も含む）の割合	35%	26%

※ ここでは、前計画が尾張東部衛生組合で作成されたことから、当時の目標に対する現状値を比較する意味で、晴丘センターの数値で達成状況をみたものである。  
したがって、表中の現状値と第 3 章 3-1. に記す長久手市の現状値とはデータが若干異なるため合致しない。

#### ①家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量

$$= [\text{家庭系ごみ排出量 (資源を除く 9,628,712kg)}] / 51,639 \text{ 人} \cdot 365 \text{ 日} = 510.9 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日}$$

#### ② 1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系及び事業系）

$$= [\text{家庭系ごみ排出量 (資源を除く 9,628,712kg)} + \text{事業系ごみ排出量 (資源を除く 4,970,440kg)}] / 51,639 \text{ 人} \cdot 365 \text{ 日} = 510.9 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日} = 774.6 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日}$$

#### ③家庭系 1 人 1 日あたりの排出量

$$= [\text{家庭系ごみ排出量 (資源を含む 13,247,868kg)}] / 51,639 \text{ 人} \cdot 365 \text{ 日} = 702.9 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日}$$

#### ④資源化率

$$= [\text{資源総量 (3,470,588kg)} - \text{廃乾電池 (10,360kg)}] / [\text{家庭系ごみ排出量 (資源を除く 9,628,712kg)} + \text{資源総量 (3,470,588kg)}] = 26.42\%$$

### (2) ごみ処理の現状評価（長久手市の特徴など）

ごみ処理の現状を再整理すると以下の諸点をあげることができます。

#### (ごみの総排出量)

○ごみの総排出量（家庭系+事業系）は年間約 18,000 トンで、その約 8 割はもえるごみが占めています。

- 経年的に見てもほぼ18,000トで推移してきていますが、長期的にみれば増加基調にあります。
- ごみの排出量のうち、もえるごみは14,000ト前後でほぼ横ばいで推移しているのに対して、もえないごみと粗大ごみについては減少傾向を示しています。
- 資源ごみは、エコハウスが平日開館するようになった平成20年以降3,500ト前後で推移しています。24年度は3,471トでした。

#### (家庭系ごみ排出量)

- 家庭系ごみの排出量は、過去5年間は年間10,000～11,000トで推移していますが、長期的には微増傾向にあります。
- 一人1日当たり排出量は平成24年度時点で541g/人日で、こちらは長期的には減少傾向を示しています。

#### (事業系ごみ排出量)

- 平成24年度の事業系ごみの排出量は3,927トで、22年度からは4,000トを下回る水準で推移しています。年により増減をみせることもありますが長期的には減少基調にあります。

#### (資源収集)

- 平成24年度における資源回収の総量(家庭系のみ)は約3,619トンです。
- 資源化率は平成24年度時点で25.6%です。21年度には27.8%まで上昇しましたが、ここ3年は減少傾向を示しています。

#### (ごみの組成)

- もえるごみの組成をみると、「生ごみ(52.9%)」が半分以上を占め、次いで「再生不可能な紙類(15.1%)」となっています。また、「雑誌・雑がみ」、「プラスチック容器・レジ袋」、「布類」、「新聞・段ボール」など再生可能なごみが全体の22.3%を占めています。
- 長久手西部の住宅では「生ごみ(70.6%)」が7割を占めていること、学生マンションでは「雑誌・雑がみ」を含む再生可能なごみの割合が37.8%と大きいことなど、生活形態別にごみの組成に特徴が見られます。

以上から主要課題を以下のように整理することができます。

#### 【主要課題】

- 長久手市では人口が増加している一方で、市民一人あたりのごみの総排出量は減少傾向にあることから、ごみの総排出量は微増基調で推移しています。しかしながら、ごみの総量を抑制していくためにもう一步進んで、一層のごみ減量に取り組む必要があります。
- 特に家庭系ごみの排出量については当初目標の水準に近づきつつありますが、家庭系と事業系を合わせた排出量については、目標数値との間にやや開きがあります。事業系ごみの排出量抑制に向けた対策を講じていく必要があります。
- 資源化率(リサイクル率)は平成24年度時点で約26%でした。目標としていた35%と大きく開きがあります。ごみの組成調査の結果から、再生可能なごみの割合が約2割占めていることが明らかとなっており、これらの再生可能なごみをリサイクルしていく必要があります。
- また、ごみの組成割合で最も大きな割合を占めている「生ごみ」や「再生不可能な紙類」について、発生抑制、再生利用など減量化に向けた対策を講じていくことが必要となっています。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 3-1 基本方針

#### (1) 将来像

本市では、これまで「みんなでつくろう循環型のまち」を将来像として掲げて、ごみの減量化などに取り組んできました。

この将来像は、「市民が主役」という本市が目指すべきごみ減量が進んだまちづくりの方向性として、その趣旨は現在においても大きく変わっていないため、現行計画の継続性を考慮する観点から、本計画においても引き続き踏襲していくものとします。

しかしながら、家庭系1人1日あたりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源〔集団回収も含む〕の量）については目標水準を達成しているものの、家庭系1人1日あたりのごみ排出量（家庭から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量）が目標水準にやや達していません。また、事業系を加えた1人1日あたりのごみ排出量については目標水準に達していない状況です。このような状況を踏まえると、市民一人ひとりのごみ減量化を引き続き進めていくことに加えて、市内各事業者の参加・協力によるごみ減量化を強化していく必要があります。

そこで、現行計画の将来像を基本的に活かしながらも、前述したような依然として残されているごみ減量化の課題に対して、市民・事業者と行政が共に考え、市民・事業者が主役となる実践行動につなげていきます。

**将来像**

**みんなでつくろう循環型のまち**  
～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～

この将来像の実現を目指して、事業者を含む市民一人ひとりが、資源の有限性を認識し、20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の生活や事業活動のスタイルから、資源循環型の生活や事業活動のスタイルに転換し、それを定着化させていくものとします。また、子ども、学生、お年寄りなど多様な市民（市民グループや自治会等も含む）や事業者と市が協力して、一丸となってごみ減量に取り組んでいくものとします。



## (2) 計画目標（数値目標の設定）

将来像「みんなで作ろう循環型のまち～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～」を実現するために、まずは、家庭と事業者の双方から排出されるごみの発生量そのものを抑制すること及び資源となる不要物を含めた不要物の発生量を抑制することが最も重要であるとの観点から、それを表す指標として「1人1日あたりのごみ排出量（家庭系及び事業系）」と「家庭系1人1日あたりのごみ・資源排出量」の2つの主要成果指標を掲げ、目標値をそれぞれ以下のように設定します。

### 主要成果指標1

#### 1人1日あたりのごみ排出量（家庭系及び事業系）

指標の説明	現状値 （平成24年度）	目標値 （平成35年度時点）
家庭及び事業所の双方から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量	740g/人・日	623g/人・日 （16%削減）

### 主要成果指標2

#### 家庭系1人1日あたりのごみ・資源排出量

指標の説明	現状値 （平成24年度）	目標値 （平成35年度時点）
家庭から排出されるごみ及び資源（集団回収も含む）の量	717g/人・日	650g/人・日 （9%削減）

また、家庭と事業者の個々の成果を測る指標として「家庭系1人1日あたりのごみ排出量」と「事業系ごみ排出量（年間）」を成果指標として掲げ、以下のように目標値を設定します。

加えて、ごみの発生抑制の次の段階としては、ごみの資源化（リサイクル）も重要であることから、「資源化率」についても成果指標として掲げ、以下のように目標値を設定します。

成果指標名及びその説明	現状値 （平成24年度）	目標値 （平成35年度時点）
<b>成果指標1</b> 家庭系1人1日あたりのごみ排出量	541g/人・日	451g/人・日 （17%削減）
家庭から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量		
<b>成果指標2</b> 事業系ごみ排出量（年間）	3,927t/年	3,731t/年 （5%削減）
事業所から排出される不要物のうち、資源ごみ・集団回収を除くごみの量		
<b>成果指標3</b> 資源化率	26%	36% （10%増加）
家庭から排出される不要物のうち、資源（集団回収も含む）の割合		

### (3) 基本施策（計画の柱）

(2) で示した数値目標を達成し、(1) で掲げた将来像を実現するためには、まずは、第一義的に市民及び事業者の【意識改革・行動喚起】を進めることが重要であり、これとあわせて、【発生抑制】、【資源循環】、【適正収集・処理】を展開します。こうした認識のもとで、以下のように、5つの基本施策を計画の柱として設定して施策・事業の展開を図っていくものとします。

#### 基本施策1

##### ごみについて学び、そして実践行動につなげる 【意識改革・行動喚起】

市民一人ひとりの意識改革が進むよう、啓発活動や学習機会を提供し、ごみ減量化に向けた市民の実践行動につなげます。

#### 基本施策2

##### まずは、ごみをつくらない・出さない 【発生抑制】

ごみをつくらない・出さない生活スタイルを確立・浸透させます。  
※ Reduce（発生抑制）、Refuse（ごみになるものは買わない・断る）

#### 基本施策3

##### 長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

モノを長く使い、その後は再利用・再生利用するという生活スタイルを確立・定着させます。  
※ Repair（修理して使う）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）

#### 基本施策4

##### 環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する 【適正収集・処理】

運搬収集・中間処理・最終処分では、環境負荷をかけない処理・処分体制を構築します。また、ごみ処理のコスト低減を目指します。

#### 基本施策5

##### 事業者の主体的なごみ減量を推進する 【意識改革・行動喚起】

事業者の主体的な行動を促すことにより、本市の課題である事業系ごみの減量を推進します。

市民・事業者と行政が共に考え、市民・事業者が主役となる実践行動に！

#### (4) 市民・事業者参加促進プロジェクト

市民、事業者ぐるみでごみ減量化等を進めていくため、特に、以下に示す施策・事業を「市民・事業者参加促進プロジェクト」として位置づけ、重点的に施策・事業の推進を図っていくものとします。

<b>市民・事業者参加促進プロジェクト</b>			
基本施策	施策・事業コード	施策・事業名	
<b>基本施策 1</b>	施策①	イ.	地域出前型のごみ減量化の啓発 【新規】
		エ.	ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催（そのうち、大人を対象にしたごみ収集体験やごみ処理施設見学会等の開催検討）【継続】
	施策③	ア.	ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討 【新規】
		イ.	大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】
<b>基本施策 2</b>	施策①	ア.	家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及 【継続】
		イ.	地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立 【新規】
		ウ.	生ごみのもうひと絞り運動（水切りキャンペーン）の実施 【新規】
	施策③	ア.	ごみ分別方法の周知徹底（そのうち、「ごみ・資源の分別辞典」や「分別工夫事例集」の作成） 【拡大継続】
		エ.	仮称：ごみ分別指導・監視員の設置 【新規】
<b>基本施策 3</b>	施策③	イ.	公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備 【新規】
	施策④	ア.	刈草や剪定枝の資源化方法の検討 【新規】
		イ.	紙おむつの資源回収実施検討 【新規】
<b>基本施策 5</b>	施策①	ア.	事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布 【新規】
		ウ.	ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度（がんばる事業者応援制度）の検討 【新規】
	施策②		事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進 【新規】
	施策③	ア.	事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立 【新規】
<b>計画の推進に向けて</b>		「仮称：ながくてごみ減量タウンミーティング」の開催 【新規】	

(5) 施策・事業の体系

基本施策1

ごみについて学び、そして実践行動につなげる  
【意識改革・行動喚起】

施策①:ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の向上

- ア. 広報ながくてやホームページ、環境かわら版などを通じた意識啓発と情報提供
- イ. 地域出前型のごみ減量化の啓発★
- ウ. リサイクルマーケットや環境見本市の開催を通じた意識啓発と情報提供
- エ. ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催
- オ. 地域における環境美化の促進

施策②:学校教育におけるごみ学習の支援

施策③:ごみ減量化等に取り組む家庭や市民団体等への支援と連携

- ア. ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度(がんばる市民応援制度)の検討★
- イ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開★

★印は、新規の施策・事業

基本施策2

まずは、ごみをつくらない・出さない  
【発生抑制】

施策①:生ごみ減量化の促進

- ア. 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及
- イ. 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立 ★
- ウ. 生ごみのもうひと絞り運動(水切りキャンペーン)の実施 ★
- エ. エコクッキングの普及・啓発

施策②:買い物時のごみ発生抑制の促進

施策③:ごみ分別・ごみ出しルールの徹底

- ア. ごみ分別方法の周知徹底
- イ. 混入ごみや収集日外ごみ対策の徹底
- ウ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開★ **【再掲】**
- エ. 仮称:ごみ分別指導・監視員の設置★

★印は、新規の施策・事業

## 長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

<p><b>施策①: 修理・リフォームの促進等によるモノを修理して長く使用する生活文化の醸成</b></p>	<p>ア. おもちゃ病院の開院日の検討★ イ. 服や靴等のリフォームをするお店の認定制度と協力・連携の検討★</p>
<p><b>施策②: 不用品の交換システムの充実</b></p>	<p>ア. リサイクルマーケット等の定期的な開催 イ. ながくてエコハウスの掲示板等を通じた不用品交換の促進 ウ. リサイクルショップ等のお店の認定制度と協力・連携の検討★</p>
<p><b>施策③: 資源回収の拠点施設等の充実・整備</b></p>	<p>ア. ながくてエコハウスの充実 イ. 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備★ ウ. 民間のリサイクル拠点との連携★ エ. 団体資源回収の促進</p>
<p><b>施策④: リサイクル対象品目拡大の検討</b></p>	<p>ア. 刈草や剪定枝の資源化方法の検討★ イ. 紙おむつの資源回収の実施検討★</p>
<p><b>施策⑤: 資源ごみの持ち去り対策の推進</b></p>	<p>ア. ごみ持ち去りに関する条例規定の周知と市民の協力による監視・通報の促進 イ. 仮称: ごみ分別指導・監視委員の設置★</p>
<p><b>施策⑥: ごみ分別・ごみ出しルールの徹底</b> <b>【再掲】</b></p>	<p><b>【再掲】</b></p>

★印は、新規の施策・事業



基本施策4

環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する  
【適正収集・処理】

施策①:ごみの回収場所における適正排出の徹底

- ア. 回収不可ごみを出さないような収集・運搬方法の検討★
- イ. カラス等によるごみ散乱防止
- ウ. 地域住民が選定する地域のごみ・資源置場等の適正管理の促進
- エ. 仮称:ごみ分別指導・監視委員の設置★【再掲】

施策②:環境負荷の低減にも配慮した効率的な収集・運搬・処理の実施

- ア. 効率的な回収ルートや収集回数の検討★
- イ. 地域のごみ・資源置場の適正配置のルールの検討★
- ウ. 家庭ごみの有料化やごみ処理手数料(尾張東部衛生組合処理手数料)の適正化の検討

施策③:資源回収の拠点施設等の充実・整備【再掲】

施策④:尾張東部衛生組合の効率的な運営

- ア. 長久手市美しいまちづくり条例に基づくごみのポイ捨て防止の啓発活動と地域清掃活動の実施

施策⑤:不法投棄対策等の推進

- イ. 不法投棄の監視体制・未然防止策の充実の検討

★印は、新規の施策・事業

基本施策5

事業者の主体的なごみ減量を推進する  
【意識改革・行動喚起】

施策①:事業者に向けた意識啓発の充実

- ア. 事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布★
- イ. 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等に関する情報提供の充実
- ウ. ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度(がんばる事業者応援制度)の検討★

施策②:事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進★

施策③:事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底

- ア. 事業系一般廃棄物の減量化のための新たなルールの確立★
- イ. ごみ処理場晴丘センターにおける搬入事業者や許可事業者に対する抜き打ち調査等を通じた分別指導の徹底

施策④:公共施設における率先行動の実践

★印は、新規の施策・事業

## (1) 基本施策1：ごみについて学び、そして実践行動につなげる

【意識改革・行動喚起】

## 施策①：ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の向上

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 広報ながくてやホームページ、環境かわら版などを通じた意識啓発と情報提供 【継続】</b>	
広報ながくてや市のホームページ、環境かわら版などを通じて、ごみ減量化や分別及び資源化に関する意識啓発を図っています。特に、自治会に回覧してもらう方法で行っている「環境かわら版」は、好評を得ています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、多様な媒体を活用してごみ減量化や資源化等に対する市民意識の向上を図ります。</li> <li>○特に、排出抑制、資源化率向上による処理経費の削減とそのため市民のコスト意識の向上につなげていくため、ごみの収集や処理の経費に関する情報の公表に努めます。</li> </ul>
<b>イ. 地域出前型のごみ減量化の啓発 【新規】</b>	
多様な媒体を活用してごみ減量化や資源化等について市民に啓発していますが、職員が地域に直接出向いての取組にまでは至っていません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が主役の地域ぐるみのごみ減量化を進めていくため、職員が出前型で地域に直接出向いて、長久手市のごみの現状や問題点、課題に関する情報を提供し、市民とともにごみ減量や資源化等の推進方策を考えていく機会を設けます。</li> <li>○将来的には市民が主体になって市民自らが市民に対してごみ減量化を啓発していく取組を目指していくものとします。</li> </ul>
<b>ウ. リサイクルマーケットや環境見本市の開催を通じた意識啓発と情報提供 【継続】</b>	
リサイクルマーケットや環境見本市といった多くの市民が集まる機会を活用したパネル展示やリーフレットの配布等によって、ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の啓発を進めています。	○より効果的な意識啓発の方法を研究しながら、リサイクルマーケットや環境見本市といった多くの市民が集まる機会を活用したごみ減量化・資源化等に対する市民意識の啓発に努めます。
<b>エ. ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催 【継続】</b>	
一般廃棄物焼却施設及びプラスチック製容器包装の中間処理施設を見学し、ごみの削減と資源に対する興味関心を持ってもらうため、夏休み子ども企画として「ごみ資源探検ツアー」を開催しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、夏休み子ども企画として、一般廃棄物焼却施設などを見学する「ごみ資源探検ツアー」を開催します。</li> <li>○また、大人を対象にしたごみ収集体験やごみ処理施設見学会等を検討します。</li> </ul>
<b>オ. 地域における環境美化の促進 【継続】</b>	
「愛・Nクリーン」やごみゼロ運動などを通じて、地域のごみ拾いによる美化活動を進めています。	○引き続き、地域住民主体による地域の環境美化活動を促進するため、資材提供やごみ搬出等の支援に努めます。

## 施策②：学校教育におけるごみ学習の支援 【継続】

施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
総合的学習や生活科等の一環で小中学校においてごみをテーマとした学習をする場合に、学校の要請に応じて、ながくてエコハウスの見学の受け入れなどの学習支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、リサイクル関連施設やごみ処理施設等の見学の受入や解説など、小中学校におけるごみ学習に対する支援を進めます。</li> <li>○また、市の方から学校現場に出向いて、ごみ学習を行う出前型の講座についても進めていきます。</li> </ul>

## 施策③：ごみ減量化等に取り組む家庭や市民団体等への支援と連携

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討 【新規】</b>	
ごみ減量化を進めるためには、市民一人ひとりの意識改革とやる気を喚起することが大切です。このためには、ごみ減量化を積極的に行っている市民を優良事例として幅広く紹介し、日常的な減量化の取組のノウハウを幅広く周知していくことが有効であると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量化等を積極的に取り組んで効果を上げている市民を把握し、広報ながくてやホームページ等を通じて紹介していきます。これによってごみ減量のコツやノウハウを幅広く市民に普及します。</li> <li>○市民一人ひとりの主体的なごみ減量化やリサイクルの取組を促進するため、ごみ減量化等に積極的に取り組んで効果を上げている市民を表彰し、応援していく制度の創設を検討します。</li> </ul>
<b>イ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】</b>	
市内及び市の周辺地域に多くの大学を抱えるなど、学生や単身世帯が多い本市では、もえるごみの中に資源化可能なものが混入される割合は、学生等の単身者向けマンション等で特に高くなっています。ごみ出しのルールも十分に守られていないこともあって、学生や単身世帯などに焦点を当てた指導を行うことを望む市民が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学生や単身世帯を対象としたごみ減量作戦を展開します。このため、学生との協働によるごみ減量化等をテーマとしたプロジェクトを展開します。</li> <li>○大学と連携して、入学時におけるごみの分別説明会の開催やごみの出し方を紹介した冊子の配布等、ごみ減量や分別ルールの徹底のための啓発活動に取り組みます。</li> <li>○卒業時に粗大ごみが増える傾向があることから、大学や学生と協力・連携した不用品交換マーケットの開催等について検討します。</li> </ul>



## (2) 基本施策2：まずは、ごみをつくらない・出さない 【発生抑制】

### 施策①：生ごみ減量化の促進

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及 【継続】</b>	
生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機補助や生ごみ堆肥化容器(コンポスト)補助、生ごみ発酵用密閉バケツ補助を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭における生ごみ処理機やたい肥化容器等のより一層の普及・PRを図り、生ごみの減量を促進します。</li> <li>○特に、生ごみ処理機補助や生ごみ堆肥化容器(コンポスト)補助については、ここ数年は利用者が頭打ちになっていることから、PRの強化に努めます。</li> </ul>
<b>イ. 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立 【新規】</b>	
生ごみの減量を図るためには、住宅事情等によって生ごみ処理機補助や生ごみ堆肥化容器の設置ができない家庭においても取り組めるような地域ぐるみの回収・処理システムを確立していくことが必要です。	○生ごみを水や炭酸ガス、液肥等に分解する生ごみ処理プラントを自治会や町内会といった身近な地域単位に設置し、地域ぐるみで生ごみの回収と処理を行う生ごみ処理システムの確立について検討します。
<b>ウ. 生ごみのもうひと絞り運動(水切りキャンペーン)の実施 【新規】</b>	
アンケートの結果によれば、9割以上の市民が生ごみの水切りを行っていますが、中には、ほとんど実施していないという市民もいます。ごみ減量化のためには、水切りネットの使用に加え、もう一絞りする努力が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭からのもえるごみの減量に向けて、家庭に対して生ごみをもうひと絞りする「水切りキャンペーン」を重点的に普及・PRします。</li> <li>○生ごみの水切りをはじめとした家庭での減量アイデアを募集して、優秀で楽しい事例を紹介し、普及させます。</li> </ul>
<b>エ. エコクッキングの普及・啓発 【拡大継続】</b>	
調理の際に、作り過ぎや食べ残し等の無駄をなくすエコクッキングを普及するため、平成23年度から野菜の皮を使ったエコクッキング教室などを開催していますが、そのレシピの普及にまでは至っていません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続きエコクッキング教室の開催を通じて、エコクッキングの普及・啓発を進めます。</li> <li>○エコクッキング教室で扱った料理のレシピを広報ながくてやホームページで紹介するなど、エコクッキングのレシピの普及・啓発を進めます。</li> </ul>

### 施策②：買い物時のごみ発生抑制の促進 【拡大継続】

施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
平成21年7月から導入したレジ袋の有料化の一環で、間接的にマイバック持参を促進してきました。また、広報ながくて等を通じて、使い捨て商品購入の抑制によるごみ減量化(ごみの発生抑制)をPRすることもありましたが、より具体的で効果的な発生抑制対策を普及・啓発する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報ながくてやホームページ、市民や販売店等との協力により、買い物の際のマイバッグ・マイ容器の持参や過剰包装やレジ袋を断るなど「環境にやさしい消費行動・生活文化」の普及・啓発に努めます。</li> <li>○使い捨て製品の使用を控えるとともに、詰替用製品の使用の拡大を推進するために、広報ながくてやホームページ等を通じてPRしていきます。</li> </ul>

### 施策③：ごみ分別・ごみ出しルールの徹底

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. ごみ分別方法の周知徹底 【拡大継続】</b>	
<p>ごみ・資源カレンダーを全戸に配布することによって、また、転入者に対しては転入手続きの際に窓口で直接説明することによって、ごみ分別方法の周知を進めています。しかしながら、ごみの分別方法に関する情報提供の充実を望む市民が多く、その対応が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○より分かりやすく親しみのある内容やデザイン、紙面構成の工夫を行うなど、ごみ・資源カレンダーの充実を図ります。</li> <li>○多くの市民が迷わずにごみ・資源の分別ができるよう、詳細な品目区分やその見分け方を解説した「ごみ・資源の分別辞典」や工夫して分別を行っている優良事例を紹介する「分別工夫事例集」の作成を検討します。</li> </ul>
<b>イ. 混入ごみや収集日外ごみ対策の徹底 【継続】</b>	
<p>分別がきちんとできていない混入ごみについてはシールを貼って取り残し等の措置を行い、悪質なものについては、ごみ袋の中身を確認し、マンション等の管理会社や個人への指導や啓発を実施しています。また、シール自体のごみの量の削減を行いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、ごみ・資源カレンダーの全戸配布や広報ながくてへの掲載、自治会等との協力・連携などを通じて、指定袋の利用やごみ出しの場所や曜日・時間の遵守など、ごみ出しの基本的なルールやマナーの徹底に努めます。</li> </ul>
<b>ウ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】 【再掲】</b>	
省略	省略
<b>エ. 仮称：ごみ分別指導・監視員の設置 【新規】</b>	
<p>地域におけるごみ出しルールの徹底と監視・指導、地域のごみ・資源置き場の設置に際しての調整等を行うため、自治会などに協力を得ていますが、より一層取り組めるような形に転換していくことが求められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの分別指導や監視等を徹底するため、ごみ出しルールや分別、不法投棄に関する巡回パトロールや監視・指導を行う「仮称：ごみ分別指導・監視員」の設置を検討します。</li> <li>○このため、「仮称：ごみ分別指導・監視員」にふさわしい人材の発掘・育成を図るための研修会等の開催を検討します。</li> </ul>

(3) 基本施策3：長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

**施策①：修理・リフォームの促進等によるモノを修理して長く使用する生活文化の醸成**

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. おもちゃ病院の開院日の検討 【新規】</b>	
おもちゃの修理を通じて、おもちゃを長く大事に使い、子どもやその保護者のモノを大切にすることを育むため、長久手児童館まつりの一環で、市外の市民団体によるおもちゃ病院を年1回開院しています。	○市外の市民団体や地元大学等との協力・連携により、ながくてエコハウスの会議室等を活用したおもちゃ病院の定期的な開院を検討します。
<b>イ. 服や靴等のリフォームをするお店の認定制度と協力・連携の検討 【新規】</b>	
長久手市シルバー人材センターでは、衣服リフォーム作業を平成15年度から開始しており、和服を洋服に直すリフォームも行っています。また、市内やその周辺には、洋服等の直しを行っているお店もみられます。	○ごみ減量化等に対して理解がある優良店に対して、市が「リフォーム・リサイクルをする環境にやさしいお店」として認定する制度の創設を検討します。 ○修理しながら、モノを長く使っていく生活文化を醸成していくためには、衣服や靴・鞆、家電などを修理する専門のお店等の存在が必要不可欠であることから、こうしたお店等との協力・連携について検討します。

**施策②：不用品の交換システムの充実**

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. リサイクルマーケット等の定期的な開催 【継続】</b>	
平成23年度までは、町民まつり（24年からは市民まつりに名称変更）の一環で、リサイクルマーケットも行っていましたが、25年からは5月に市役所駐車場を会場とした単独のリサイクルマーケットの開催の年1回開催にとどまっています。	○市民や市民団体、民間事業者の主体によるバザーやフリーマーケット等に対する支援や協働によるリサイクルマーケット等の開催を通じて、リユースの促進を図ります。
<b>イ. ながくてエコハウスの掲示板等を通じた不用品交換の促進 【継続】</b>	
家庭で不要になった子ども服や図書、家具類や自転車等のリユース（不用品交換）をながくてエコハウスのリユース倉庫を拠点に実施しています。平成24年5月からは、リユース倉庫内にリユース掲示板を設置し、不用品の情報交換の場を提供しています。	○家庭における不用品交換を通じたリユースを進めていくため、今後もながくてエコハウスのリユース倉庫を拠点にした不用品交換を市民にPRし、その利用促進を図ります。

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ウ. リサイクルショップ等のお店の認定制度と協力・連携の検討 【新規】</b>	
市内やその周辺には、家庭において不要になった家電や家具、本・CD等の買い取り・販売を行っているリサイクルショップ等がみられます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量化等に対して理解がある優良店に対して、市が「リフォーム・リサイクルをする環境にやさしいお店」として認定する制度の創設を検討します。【再掲】</li> <li>○不用品の交換を通じてごみ減量化を図っていくためには、市の力だけではなく、民間のリサイクルショップ等の協力・連携が必要不可欠であることから、こうしたお店等との協力・連携について検討します。</li> </ul>

### 施策③：資源回収の拠点施設等の充実・整備

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. ながくてエコハウスの資源回収拠点としての充実 【拡大継続】</b>	
市のリサイクル拠点であるながくてエコハウスの資源回収ステーションの利用は、年々増加しています。しかしながら、月1、2回の地域の資源回収だけでは、保管スペースが足りない等の住宅事情を抱えている市民も少なくないことから、いつでも資源物の持ち込める資源回収ステーションは、今後も重要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金属製調理器具や刃物、蛍光灯といった品目を新たな資源回収品目として加えるなど、市のリサイクル拠点としての「ながくてエコハウス」の資源回収ステーションの充実に努めます。</li> <li>○また、常に市民の視点に立って利用しやすい施設運営に努めます。</li> </ul>
<b>イ. 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備 【新規】</b>	
アンケート結果によると、家庭内にごみや資源物を一時的に保管するスペースがないためにリサイクル等に取り組めていない市民も見受けられます。また、もっと身近な地域に資源回収ステーションの設置を望む声も聞かれます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の空き店舗などを活用して小学校区ごとに整備を検討している「地域共生ステーション」など、地域施設等の敷地を活用し、より身近な地域において常設的に資源回収を行う資源回収拠点の設置を検討します。</li> <li>○また、この施設を円滑かつ機能的に運営する主体となる地域住民団体等の発掘・育成を図ります。</li> </ul>
<b>ウ. 民間のリサイクル拠点との連携 【継続】</b>	
市内の量販店等では、紙パックやペットボトル、白色トレイ、缶などの資源の自主回収を行っています。また、近年、市内外の沿道で古紙等の資源を無人回収する民間事業者が立地するようになっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の量販店等における店頭回収の継続に努めます。</li> </ul>
<b>エ. 団体資源回収の促進 【継続】</b>	
資源回収奨励金制度を通じて、子ども会等の住民団体による古新聞、古雑誌、牛乳パックなどの資源の団体回収を促進しています。一部の品目を除いて概ね増加傾向にあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源のリサイクル推進を図るため、引き続き奨励金制度を通じて、団体資源回収を促進します。</li> </ul>

#### 施策④： リサイクル対象品目拡大の検討

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 刈草や剪定枝の資源化方法の検討 【新規】</b>	
刈草や庭木等の剪定枝は、もえるごみとして回収、処理しています。市内の公園の管理の一環で草刈りや公園樹の剪定を行っている造園業者や各家庭からの依頼で庭木の手入れを行っているシルバー人材センターからは、刈草や剪定枝等の資源化に関する提案・要望が出されています。	○もえるごみの減量化を図るため、民間事業者や関係団体や今後さらに増加するシルバー層等と協力して、刈草や剪定枝を回収し、資源化や再利用を図る方法・方策について検討します。
<b>イ. 紙おむつの資源回収実施検討 【新規】</b>	
平成 24 年度に実施した組成調査の結果によると、家庭から排出されるもえるごみのうち、15.1%が再生不可能な紙類によって占められており、このうち、紙おむつがかなりの部分を占めているものと考えられます。高齢者人口の増加により紙おむつの使用量・排出量は増え続けることが予想されています。	○家庭から排出されるもえるごみの減量と資源の有効活用を図るため、紙おむつを新たな分別リサイクル品目として追加し、それらを各家庭から回収し、再生利用するシステムの構築を検討します。

#### 施策⑤： 資源ごみの持ち去り対策の推進

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. ごみ持ち去りに関する条例規定の周知と市民の協力による監視・通報の促進 【拡大継続】</b>	
数年前からごみ・資源を無断で持ち去る行為が発生しています。そこで、こうした資源の持ち去り行為を防止するために「長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成 25 年 4 月に施行しました。	○所定の場所に置かれた一般廃棄物は市長及び市長が委託した業者が収集運搬することを規定し、それ以外の者が、収集し運搬することを禁止し、また、それらの行為を行った者に対し、その行為を行わないよう命じることができるよう規定した条例の周知を図ります。 ○また、条例の周知と合わせて、市民の協力による持ち去り行為の監視と市への通報を促進します。
<b>イ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置 【新規】 【再掲】</b>	
省略	省略

#### 施策⑥： ごみ分別・ごみ出しルールの徹底 【再掲】

(4) 基本施策4：環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する

【適正収集・処理】

**施策①：ごみの回収場所における適正排出の徹底**

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 回収不可ごみを出さないような収集・運搬方法の検討 【新規】</b>	
分別がきちんとできていない混入ごみについては、シールを貼って取り残し等の措置を行うなどによって対応していますが、こうした回収不可ごみは、収集ルート上に排出するもえるごみやプラスチック製容器包装よりも、地域のごみ・資源置場に排出するもえないごみにおいて多く見受けられます。	○引き続き、ごみ・資源カレンダーの全戸配布や広報ながくてへの掲載、自治会等との協力・連携などを通じて、指定袋の利用やごみ出しの場所や曜日・時間の遵守など、ごみ出しの基本的なルールやマナーの徹底に努めます。【再掲】 ○また、回収不可ごみを少なくするため、収集・運搬の方法の面からの改善策についても検討します。【新規】
<b>イ. カラス等によるごみ散乱防止 【継続】</b>	
カラスなどの鳥獣によるごみの散乱を防止するため、複数世帯（概ね5～10世帯）が利用しているごみ出し場所（ただし、マンションやアパートなど共同住宅のごみ出し場所は対象外）を対象にごみ散乱防止ネットの貸出しを行っています。	○引き続き、鳥獣によるごみ散乱防止を図るため、ごみ散乱防止ネットの貸出しを継続的に進めます。 ○このため、近所の住民同士が協力して、ごみ出し場所を設置する場合の支援に努めます。
<b>ウ. 地域住民が選定する地域のごみ・資源置場等の適正管理の促進 【継続】</b>	
もえるごみやプラスチック製容器包装以外のごみ・資源については、地域住民が選定する地域のごみ・資源置場で収集を行っていますが、ごみ・資源置場の管理が行き届いていない地域もあります。	○自治会やマンション等の管理会社等を通じて、地域のごみ・資源置場を適正管理するよう、依頼・指導に努めます。
<b>エ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置 【新規】 【再掲】</b>	
省略	省略

**施策②：環境負荷の低減にも配慮した効率的な収集・運搬・処理の実施**

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 効率的な回収ルートや収集回数の検討 【新規】</b>	
本市では、もえるごみやプラスチック製容器包装を収集ルート上に排出する「各戸収集方式」を採用しているため、ごみ置場にごみ袋を排出する「ステーション方式」に比べると、高コスト体質にあります。一方で、プラスチック製容器包装については、現在の2週間に1回の回収では少ないとの市民からの声が少なくありません。	○ごみの収集・運搬にかかるコストの抑制と市民ニーズに対応したサービスの実現を目指した、効率的な回収ルートや収集回数の検討を進めます。

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>イ. 地域のごみ・資源置場の適正配置のルールの検討 【新規】</b>	
地域住民が選定する地域のごみ・資源置場は、地域によっては設置箇所が非常に多いため、ごみ・資源の効率的な収集・運搬の大きな妨げになっています。また、ごみ収集車の移動距離増に伴う環境への負荷の増大にもつながっています。	○ごみ・資源の効率的な収集・運搬を実現し、収集・運搬にかかる費用の削減を図るため、地域のごみ・資源置場を設置する場合の適正配置のルールを検討します。
<b>ウ. 家庭ごみの有料化やごみ処理手数料（尾張東部衛生組合処理手数料）の適正化の検討 【継続】</b>	
ごみの発生抑制や受益者負担の原則に基づくごみの収集・処理費用負担の適正化による財政の健全化を図るため、もえないごみ及び粗大ごみ有料化や尾張東部衛生組合晴丘センターに直接ごみを持ち込む際の施設使用料の値上げなどを実施し、ごみ減量化に結びついています。	○今後ともコストバランスを考慮しながら、ごみ収集・処理行政の健全化とごみの発生抑制を目指して、各種ごみ袋や収集費用、処理手数料の適正化に努めます。

### 施策③：資源回収の拠点施設等の充実・整備 【再掲】

### 施策④：尾張東部衛生組合の効率的な運営 【継続】

施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
収集したもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみは全て尾張東部衛生組合の晴丘センターで焼却・破砕処理しています。焼却灰は同組合の一般廃棄物最終処分場にて埋め立てを行っています。	○今後も安定した廃棄物処理を行うため、焼却・粉碎施設、最終処分場を運営する尾張東部衛生組合について、瀬戸市及び尾張旭市と協力して効率かつ的確な運営を図ります。

### 施策⑤：不法投棄対策等の推進

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 長久手市美しいまちづくり条例に基づくごみのポイ捨て防止の啓発活動と地域清掃活動の実施 【継続】</b>	
平成17年3月に施行した「長久手市美しいまちづくり条例」の第13条の空き缶等のポイ捨ての禁止の規定に基づいてごみのポイ捨ての防止に努めています。また、「ごみゼロ運動」や「愛・Nクリーン」を通じた地域清掃活動を進めています。	○広報、ホームページや看板等により、ポイ捨て防止を住民や通行する人に呼び掛ける啓発活動を実施するとともに、ポイ捨てされやすい幹線道路の交差点付近等については、住民協働により花を植える等、ポイ捨てしにくい空間へ改善することにより、ごみのポイ捨て防止を促進します。 ○また、資材提供やごみ搬出等の支援により、市民主体によるクリーン活動等を促進します。

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>イ. 不法投棄の監視体制・未然防止策の充実の検討 【継続】</b>	
長久手郵便局と廃棄物の不法投棄情報に関する協定の締結や不法投棄パトロールなどの不法投棄対策を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報やホームページ、看板設置等による啓発とともに、市民や警察等と連携したパトロールの実施により監視体制を強化し、不法投棄の防止を図ります。</li> <li>○特に、不法投棄多発箇所については、防止策を重点的に検討します。</li> </ul>



(5) 基本施策5：事業者の主体的なごみ減量を推進する 【意識改革・行動喚起】

**施策①：事業者に向けた意識啓発の充実**

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布 【新規】</b>	
尾張東部衛生組合が作成した「事業系ごみのおはなし」を活用して、事業者に対して事業系ごみの適正な搬出や処理方法をPRしていますが、事業系ごみと思われるごみや資源が家庭系のごみや資源として排出されているような状況が見受けられます。	○適正な事業系ごみや資源の搬出や処理と事業者のごみ減量化を促進するため、長久手市オリジナルの事業者向けの「ごみ減量とリサイクルの手引き」を作成し、事業者に配布します。
<b>イ. 一般廃棄物収集運搬許可業者等に関する情報提供の充実 【継続】</b>	
これまで長久手市一般廃棄物収集運搬許可業者に関する情報提供をしていましたが、小規模の事業者の中には、家庭系のごみとして事業系ごみを排出するようなケースも見受けられます。	○長久手市オリジナルの事業者向けの「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成を検討します。 ○事業者向けの「ごみ減量とリサイクルの手引き」の送付や商工会等を通じて、長久手市一般廃棄物収集運搬許可業者の活用促進に努めます。
<b>ウ. ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度（がんばる事業者応援制度）の検討 【新規】</b>	
ごみ減量化を積極的に行っている優良事業者について十分に把握できていませんが、こうした優良事業者を幅広く紹介することによって、他の事業者にごみ減量化の取組を広げていくことが有効であると考えられます。	○ごみ減量化等を積極的に取り組んで効果を上げている事業者を把握し、広報ながくてやホームページ等を通じて紹介していきます。 ○事業者による主体的なごみ減量化やリサイクルの取組を促進するため、ごみ減量化等に積極的に取り組んで効果を上げている事業者を表彰し、応援していく制度の創設を検討します。

**施策②：事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進 【新規】**

施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
人口1人当たりの事業系ごみの排出量は、依然として多く、目標に達していない状況にあります。また、長久手市の場合、個人経営的な小規模な事業者が多くを占めていることもあり、家庭系ごみとの区別なくごみや資源を搬出しているケースが少なくない状況がうかがえます。	○問題となっている事業系ごみの搬出や処理の適正化を図り、事業系ごみの減量化と資源のリサイクルを推進するため、「仮称：事業系一般ごみを考える研究会」を創設します。 ○この研究会を通じて、事業者が積極的に取り組むことのできる削減化方策を検討し、共に行動していくよう促していきます。

### 施策③：事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底

施策・事業名	
施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
<b>ア. 事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立 【新規】</b>	
事業所向けのアンケート結果によると、ごみ減量化やリサイクルを進めるために、廃棄物の減量化に関する計画・方針を作成し、減量化を進めることに対して、今後実施したいという意向を示している事業所がかなりの割合を占めています。	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定（第6条の2第5項）に基づき、一定量以上の事業系ごみを排出する事業者に対して、「仮称：事業系一般廃棄物減量化等計画」の策定を義務づけるための条例や指導要綱を作成するなど、事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立を検討します。
<b>イ. ごみ処理場晴丘センターにおける搬入事業者や許可事業者に対する抜き打ち調査等を通じた分別指導の徹底 【継続】</b>	
搬入事業者や許可事業者によって晴丘センターに持ち込まれる廃棄物の中に、不適物が持ち込まれないようにするため、搬入ごみに対して搬入物検査を抜き打ちで実施し、分別指導を行っています。	○引き続き、尾張東部衛生組合で抜き打ち検査を実施し、不適物が持ち込まれないよう搬入事業者等に対する指導を徹底します。

### 施策④：公共施設における率先行動の実践 【継続】

施策・事業の概要や現状・課題	実施内容
市も一事業者として、自主宣言方式による環境マネジメントシステムにより、グリーン購入や紙類のリサイクルを進めるなど、ごみの減量化を進めています。	○引き続き、市民や事業者の模範となるよう、市の庁舎や公民館、学校等の公共施設におけるごみ減量及びリサイクルの推進を率先して行います。

## 第4章 計画推進に向けて

### 4-1 計画の周知

将来像「みんなでつくろう循環型のまち～市民、事業者が主役となって進めるごみ減量化～」の実現に向けて、本計画に掲げている施策・事業を着実に実施して目標を達成するためには、本市はもとより、一人ひとりの市民、行政区や自治会といった地域組織、NPOやボランティア団体、事業者など、多様な主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そこで、広報ながくてや市のホームページ、ごみ・資源カレンダー、環境かわら版などの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。

また、環境見本市やリサイクルマーケットといった市民の多く集まる機会におけるパネルの展示や計画書の概要版の配付、出前講座やごみ処施設見学会など、市民と直接対面・対話できる機会を通じて本計画の周知に努めます。

### 4-2 計画の推進体制と進行管理

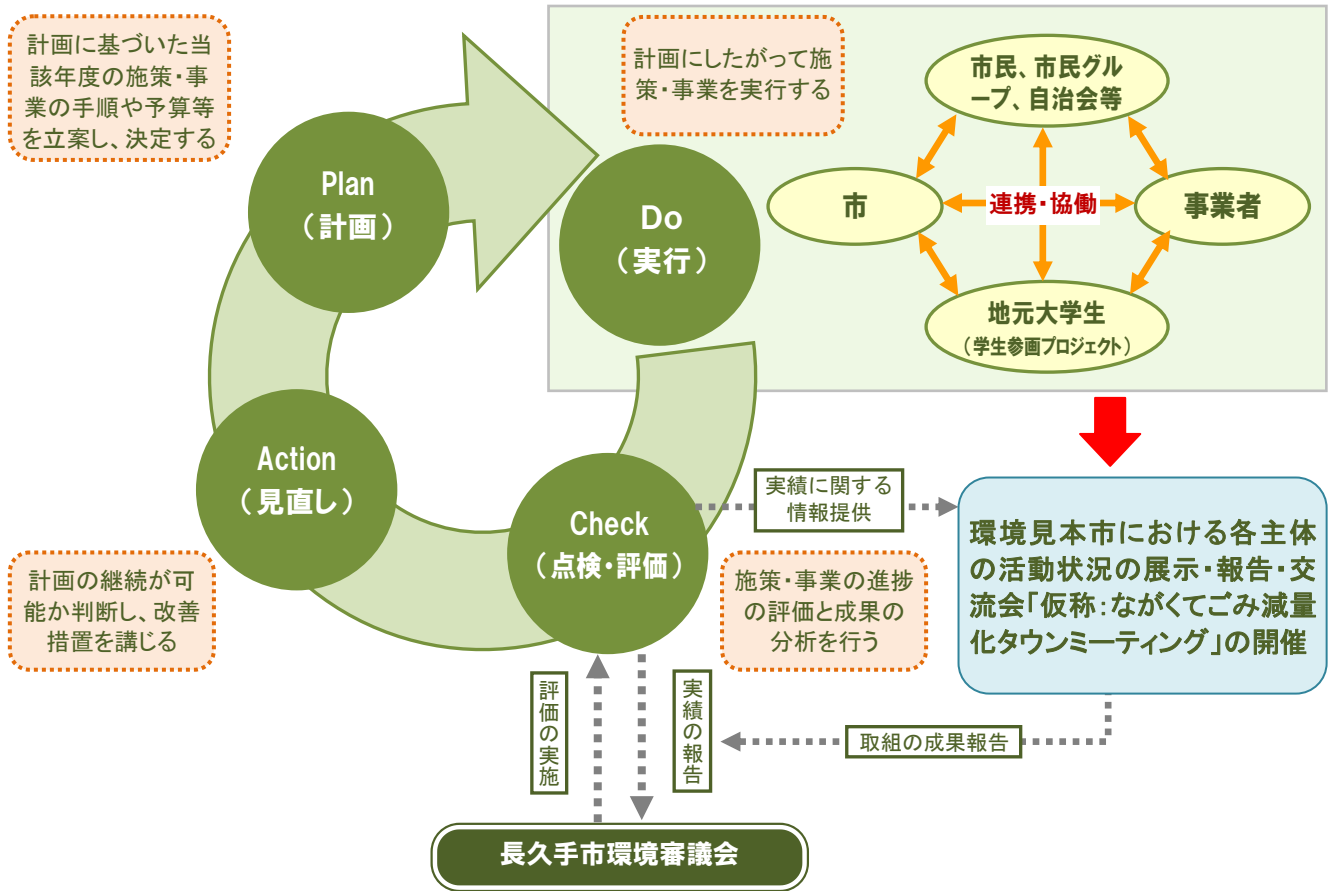
本計画で掲げた施策・事業を着実に実施していくため、環境マネジメントシステムを活用し、PDCAサイクルによる本計画の進行管理を行うものとします。

具体的には、「計画に基づいた当該年度の施策・事業の手順や予算等の立案・決定（Plan）」⇒「計画にしたがった施策・事業、各種取組の実施（Do）」⇒「施策・事業の進捗の評価と成果の分析、点検・評価（Check）」⇒「点検結果を踏まえた計画の見直し（Action）」⇒「計画（Plan）」・・・といった一連の流れに沿ってPDCAサイクルを運用することによって、継続的な改善を進めていくものとします。

そして、「施策・事業の進捗の評価と成果の分析、点検・評価（Check）」については、第三者的な視点からのチェックを行うため、長久手市環境審議会に適宜報告するものとします。また、計画の進捗状況や点検・評価の結果などは、環境見本市やリサイクルマーケットといった多くの市民が集まる機会を通じて報告し、市民の声を直接集めることによって、市民参加型の計画推進を図っていくものとします。

一方、本計画の実効性を確保するためには、一人ひとりの市民や地域組織、事業者などとの協働により本計画を推進していくことが必要不可欠です。そこで、市民や事業者が交流を通して自らの行動を見直し、改善につなげていくきっかけとして、ごみ減量化等の環境活動を実践する市民や市民グループ、事業者が一堂に会して活動成果を発表し合う場を設け、優れた活動を評価する発表交流会「仮称：ながくてごみ減量タウンミーティング」を開催します。また、あわせて、「ながくて学生ごみ減量プロジェクト（通称：Na-Gomi）」の経過報告や市が計画の進行管理として毎年作成する「本計画の実績報告書」の公表を行うことによって、官民一体・協働による計画の進行管理を進めていくものとします。

図4-1 計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）



## (1) 基本施策1：ごみについて学び、そして実践行動につなげる

【意識改革・行動喚起】

施策名	施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
		26	27	28	29~
<b>施策①：ごみ減量化・資源化等に対する市民意識の向上</b>					
	ア. 広報ながくてやホームページ、環境かわら版などを通じた意識啓発と情報提供 【継続】				
	イ. 地域出前型のごみ減量化の啓発 【新規】		検討	実施	
	ウ. リサイクルマーケットや環境見本市の開催を通じた意識啓発と情報提供 【継続】				
	エ. ごみ処理施設見学会や収集体験会等の開催 【継続】				
					大人を対象にした開催の検討・実施
	オ. 地域における環境美化の促進 【継続】				
<b>施策②：学校教育におけるごみ学習の支援【継続】</b>					
<b>施策③：ごみ減量化等に取り組む家庭や市民団体等への支援と連携</b>					
	ア. ごみ減量化優良事例の紹介・表彰制度（がんばる市民応援制度）の検討 【新規】				
					優良事例の紹介
					表彰制度の検討
	イ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】				
					学生との協働によるごみ減量化等をテーマとしたプロジェクトを展開
					大学と連携した啓発活動
					大学・学生と協力・連携した不用品交換マーケットの開催等

## (2) 基本施策2：まずは、ごみをつくらない・出さない 【発生抑制】

施策名	施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
		26	27	28	29~
<b>施策①：生ごみ減量化の促進</b>					
	ア. 家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器の普及 【継続】				
	イ. 地域コミュニティ単位における生ごみ処理システムの確立 【新規】	検討		実施	
	ウ. 生ごみのもうひと絞り運動（水切りキャンペーン）の実施 【新規】	検討	実施		

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29～
エ. エコクッキングの普及・啓発 【拡大継続】	→			
施策②：買い物時のごみ発生抑制の促進 【拡大継続】	→			
施策③：ごみ分別・ごみ出しルールの徹底				
ア. ごみ分別方法の周知徹底 【拡大継続】	ごみ・資源カレンダーの充実			
	ごみ・資源の分別辞典の作成			
	分別工夫事例集の作成			
イ. 混入ごみや収集日外ごみ対策の徹底 【継続】	→			
ウ. 大学や学生等と連携したごみ分別・ごみ減量作戦の展開 【新規】 【再掲】				
エ. 仮称：ごみ分別指導・監視員の設置 【新規】			検討	設置

(3) 基本施策3：長く使う・循環的に利用する 【資源循環】

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29～
施策①：修理・リフォームの促進等によるモノを修理して長く使用する生活文化の醸成				
ア. おもちゃ病院の開院日の検討 【新規】			検討	開設
イ. 服や靴等のリフォームをするお店の認定制度と協力・連携の検討 【新規】			検討	創設
施策②：不用品の交換システムの充実				
ア. リサイクルマーケット等の定期的な開催 【継続】	→			
イ. ながくてエコハウスの掲示板等を通じた不用品交換の促進 【継続】	→			
ウ. リサイクルショップ等のお店の認定制度と協力・連携の検討 【新規】			検討	創設
施策③：資源回収の拠点施設等の充実・整備				
ア. ながくてエコハウスの資源回収拠点としての充実 【拡大継続】	→			
イ. 公共施設等を活用した地域の資源回収拠点の整備 【新規】			検討	整備
ウ. 民間のリサイクル拠点との連携 【継続】	→			
エ. 団体資源回収の促進 【継続】	→			

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29～
<b>施策④： リサイクル対象品目拡大の検討</b>				
ア. 刈草や剪定枝の資源化方法の検討 【新規】	検討			
イ. 紙おむつの資源回収実施検討 【新規】	検討			
<b>施策⑤： 資源ごみの持ち去り対策の推進</b>				
ア. ごみ持ち去りに関する条例規定の周知と市民の協力による監視・通報の促進 【拡大継続】				
イ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置 【新規】 【再掲】				
<b>施策⑥： ごみ分別・ごみ出しルールの徹底 【再掲】</b>				

(4) 基本施策4：環境負荷を最小限に抑えて、安全かつ安価に処理する

【適正収集・処理】

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29～
<b>施策①： ごみの回収場所における適正排出の徹底</b>				
ア. 回収不可ごみを出さないような収集・運搬方法の検討 【新規】	ごみ出しの基本的なルールやマナーの徹底			
	収集・運搬方法の改善策の検討			
イ. カラス等によるごみ散乱防止 【継続】				
ウ. 地域住民が選定する地域のごみ・資源置場等の適正管理の促進 【継続】				
エ. 仮称：ごみ分別指導・監視委員の設置 【新規】 【再掲】				
<b>施策②： 環境負荷の低減にも配慮した効率的な収集・運搬・処理の実施</b>				
ア. 効率的な回収ルートや収集回数の検討 【新規】		検討		
イ. 地域のごみ・資源置場の適正配置のルールの検討 【新規】		検討		
ウ. 家庭ごみの有料化やごみ処理手数料（尾張東部衛生組合処理手数料）の適正化の検討 【継続】				
<b>施策③： 資源回収の拠点施設等の充実・整備 【再掲】</b>				
<b>施策④： 尾張東部衛生組合の効率的な運営 【継続】</b>				
<b>施策⑤： 不法投棄対策等の推進</b>				
ア. 長久手市美しいまちづくり条例に基づくごみのポイ捨て防止の啓発活動と地域清掃活動の実施 【継続】				

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29~
イ. 不法投棄の監視体制・未然防止策の充実の検討 【継続】				
		不法投棄多発箇所の 重点的防止策の検討		

(5) 基本施策5：事業者の主体的なごみ減量を推進する 【意識改革・行動喚起】

施策名				
施策・事業名	実施時期 [平成 (年度)]			
	26	27	28	29~
<b>施策①：事業者に向けた意識啓発の充実</b>				
ア. 事業者向け「ごみ減量とリサイクルの手引き」の作成・配布 【新規】				
イ. 一般廃棄物収集運搬許可業者等に関する情報提供の充実 【継続】				
ウ. ごみ減量化優良事業所の紹介・表彰制度（がんばる事業者応援制度）の検討 【新規】		優良事例の紹介		
		表彰制度の検討		
<b>施策②：事業者が積極的に取り組むことのできるごみ削減の推進 【新規】</b>				
		研究会の創設		
<b>施策③：事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底</b>				
ア. 事業系ごみの減量化のための新たなルールの確立 【新規】			検討	確立
イ. ごみ処理場晴丘センターにおける搬入事業者や許可事業者に対する抜き打ち調査等を通じた分別指導の徹底 【継続】				
<b>施策④：公共施設における率先行動の実践 【継続】</b>				



## 第II部 生活排水処理基本計画

### 第1章 基本方針

#### 1-1 計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の第6条第1項の規定により、市町村はその区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされています。

一般廃棄物の処理計画は、一般廃棄物処理基本計画（長期的視点に立った計画）と一般廃棄物処理実施計画（年度ごとに定める計画）で構成され、それぞれごみに関する部分及び生活排水に関する部分で構成されます。

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定める計画です。

#### 1-2 基本方針

##### （1）生活排水処理に係る課題

本市では、市の東部において農業集落排水事業に着手し、その処理施設として昭和56年に熊張苑を、平成8年に前熊苑を整備し、供用を開始しました。また、土地区画整理事業によって人口が増加している市の西部については、3年から公共下水道事業に着手し、8年から長久手浄化センターが稼働し、その後15年（第2期）、17年（第3期）にそれぞれ処理設備の増設を行い今日に至っています。その結果、下水道が整備された地域の人口を市全体の人口で割った下水道普及率は93.8%（24年度末現在）となっています。

また、市の南部も土地区画整理事業によって人口が増加していることから、新しく長久手南部浄化センターを整備し、平成25年4月より供用を開始しました。

今後は、公共下水道への接続率を向上させていくこととあわせて、土地区画整理事業などにあわせて計画的に公共下水道計画区域を拡大していくこと、人口増加にともなう下水道処理施設の処理能力の増強が課題となっています。

##### （2）生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理に関する事業に取り組み、生活排水を適正に処理し、河川など身近な公共用水域の汚れを防ぎ、清潔で快適なまちづくりを進めます。

### (3) 生活排水処理施設整備の基本方針

本市では、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおりとします。

#### ①公共下水道による生活排水処理を実施します。

本市では、市街化の進捗を考慮しつつ、公共下水道による生活排水処理を原則に生活排水処理施設整備を推進します。

計画的な公共下水道事業の推進、処理施設の適正管理・能力増強を図るとともに、公共下水道整備済区域にあつては、啓発を行い下水道への接続を促進します。

#### ②農業集落排水施設による生活排水処理を実施します。

すでに供用開始している熊張地区、前熊地区については、農業集落排水施設により生活排水処理を実施します。

農業集落排水施設の適正管理を行うとともに、農業集落排水整備済区域にあつては、啓発を行い農業集落排水施設への接続を促進します。

#### ③合併処理浄化槽等による生活排水処理を実施します。

公共下水道が未整備の地区にあつては、合併処理浄化槽により生活排水処理を実施します。

現在設置されている単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適切な維持管理を指導します。

#### ④し尿及び浄化槽汚泥は香流苑で適正処理を行います。

香流苑を管理運営する尾張旭市長久手市衛生組合は、解散する方針が定まっているため、解散後に市が担うし尿等の適正な処理方式について引き続き検討していきますが、それまでの間は香流苑で処理します。

## 1-3 目標年次

本計画は、平成 26 年度を初年度とし、35 年度を計画目標年度とする 10 年間とします。

## 第2章 生活排水処理の現状

### 2-1 生活排水処理の体系

#### (1) 生活排水の処理フロー

本市では、公共下水道（市単独）、農業集落排水施設、合併処理浄化槽での処理を推進しています。

また、し尿くみ取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽等から出るし尿及び浄化槽汚泥については香流苑で処理しています。

図2-1 生活排水の処理フロー

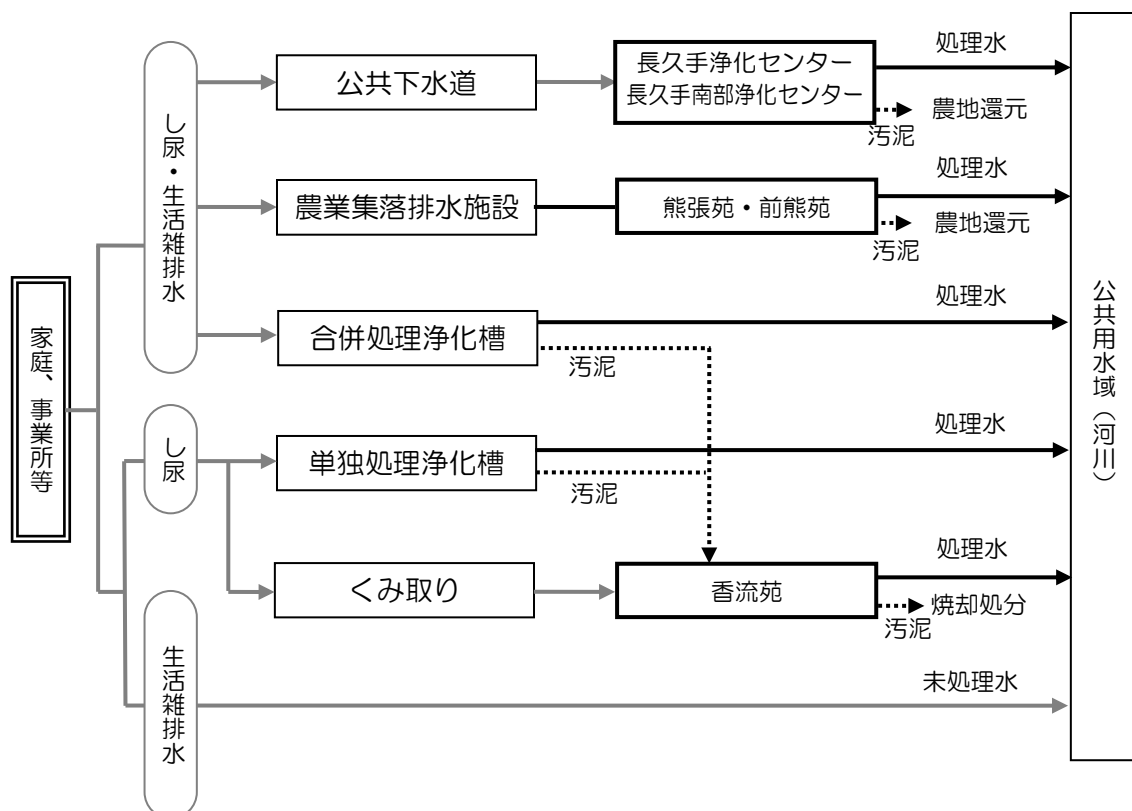
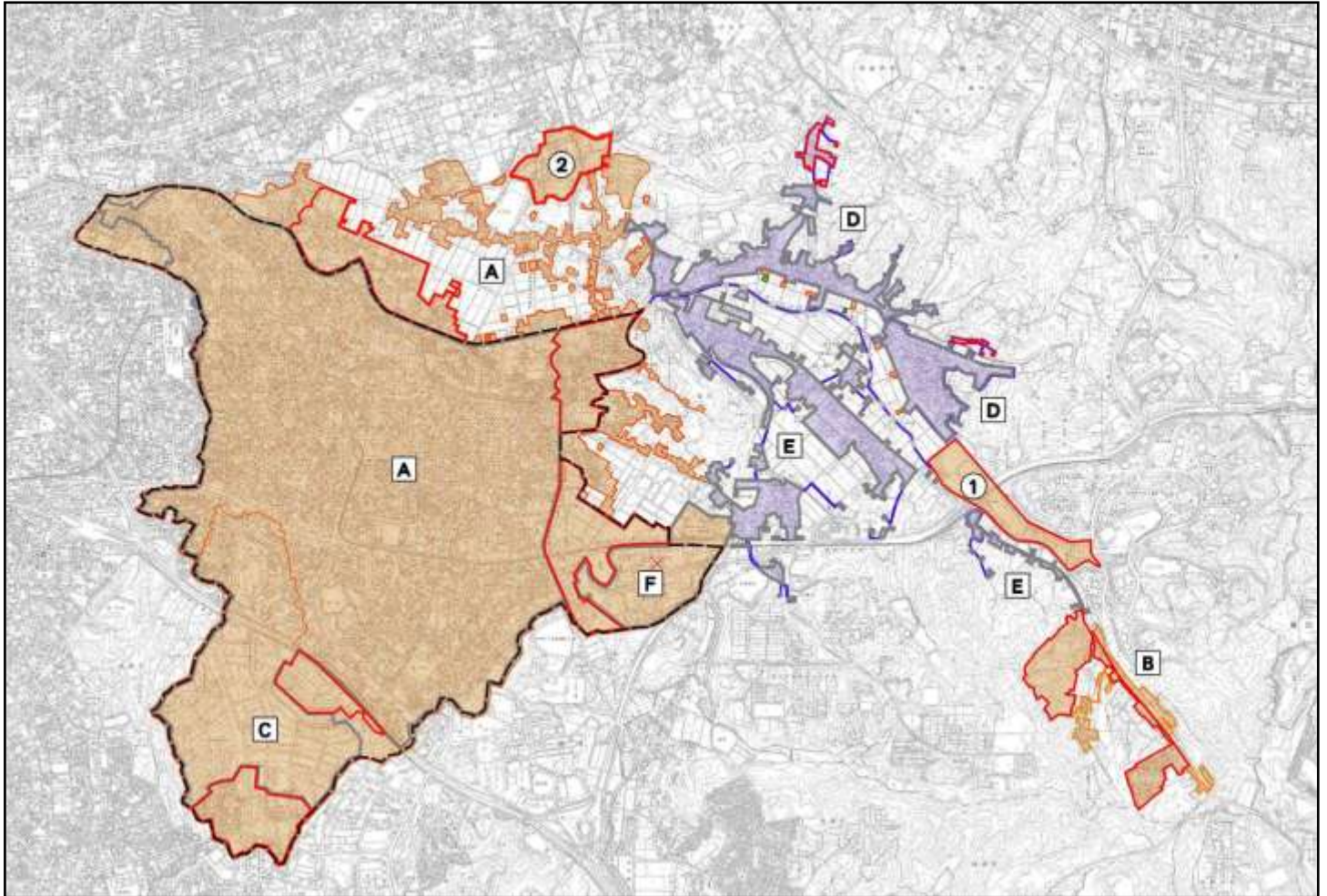


図2-2 污水处理計画図



事業名	色	記号
流域間連公共下水道	赤	赤点線
単独公共下水道	黄	黄点線
流域間連特定環境保全公共下水道	桃	桃点線
単独特定環境保全公共下水道	緑	緑点線
特定公共下水道	黒ドット	黒点線
農業集落排水	紫	紫点線
漁業集落排水	水色	水色点線
コミュニティ・プラント	青	青点線
小規模集落排水処理施設	茶	茶点線
民営設置による集中浄化槽	黄白	黄白点線
合併処理浄化槽(個別処理)	白	白点線
既整備区域(～2008年度末)	黒枠	黒枠
整備予定区域(2009～2020年度末)	赤枠	赤枠
市街化区域	黒太枠線	黒太枠線

長久手市				
色別区名	区接番号	面積 (ha)	人口(人)	
			現況	計画 (20年推計)
長久手	A, B, F, (1, 2)	334.0	37,780	42,150
長久手南部	C	145.7	5,870	8,080
西郷	D	34.5	1,500	1,420
新橋・高作	E	44.0	1,400	1,220
小計	—	558.2	46,550	52,870
他市町村域	—	1,185.8	600	370
合計	—	2,154.0	47,250	53,300

資料：「長久手市污水適正処理構想 構想図」下水道課

## (2) 生活排水処理施設の概要

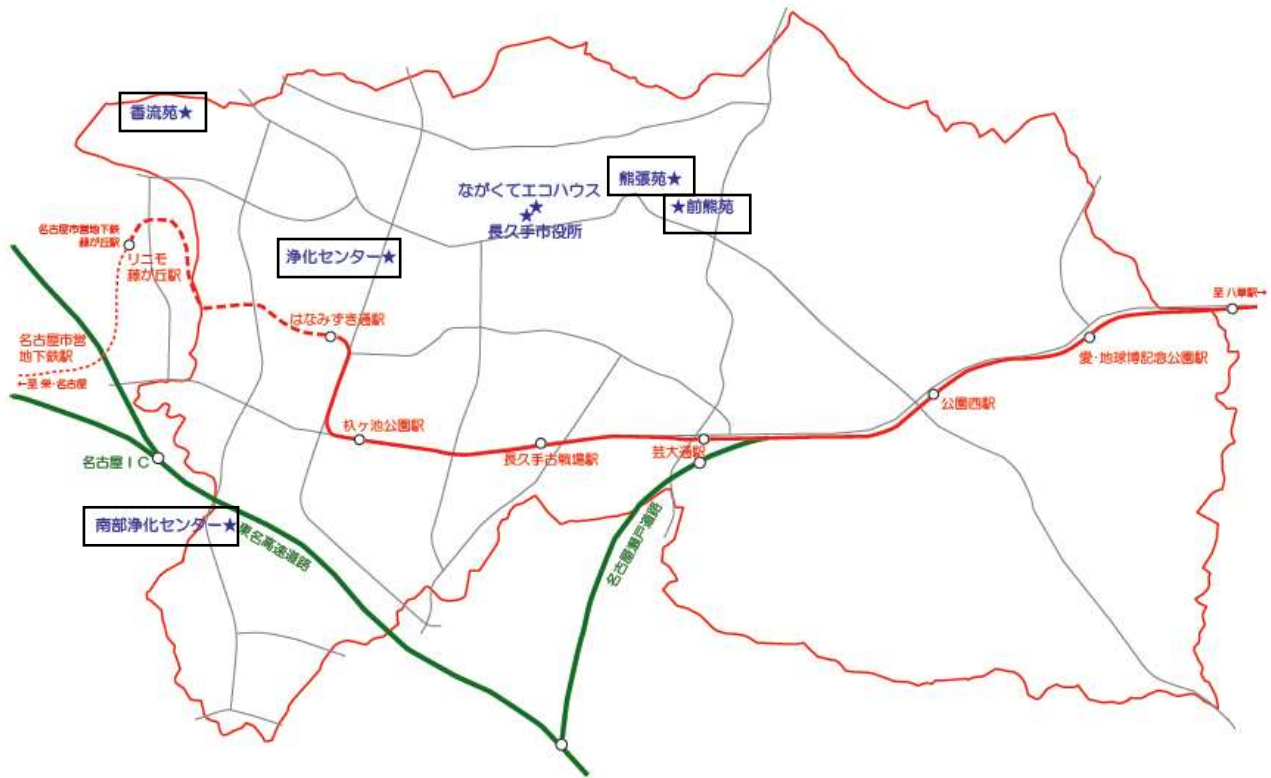
長久手浄化センターは、公共下水道の終末処理施設として平成 8 年に供用開始しました。また、25 年 4 月からは長久手南部浄化センターが供用を開始しました。

農業集落排水処理施設としては、熊張苑が昭和 56 年から、前熊苑が平成 8 年から供用開始しています。

表 2-1 排水処理施設の概要

施設名称・住所	項目	施設概要
長久手浄化センター 長久手市坊の後 106 番地	敷地面積	12,552.33 m <sup>2</sup>
	計画処理面積	734ha
	計画人口	[全体計画] 46,480 人 / [認可計画] 40,920 人
	処理方式	水処理 / 標準活性汚泥法 汚泥処理 / 濃縮→脱水 (ベルトプレス) →搬出
	放流先	一級河川 香流川
	供用開始年	[第 1 期] 平成 08 年 10 月 1 日 6,000m <sup>3</sup> /日
	処理能力 (日最大)	[第 2 期] 平成 15 年 10 月 1 日 12,000m <sup>3</sup> /日 [第 3 期] 平成 17 年 03 月 1 日 18,000m <sup>3</sup> /日 [第 4 期] 未供用 24,000m <sup>3</sup> /日
長久手南部浄化センター 長久手市上井堀 46 番地	敷地面積	7,194.25 m <sup>2</sup>
	計画処理面積	146ha
	計画人口	[全体計画] 9,300 人 / [認可計画] 6,800 人
	処理方式	オキシデーションディッチ法
	放流先	二級河川 植田川 (天白川水系)
	供用開始年 処理能力 (日最大)	平成 25 年 4 月 1 日 5,600m <sup>3</sup> /日
熊張苑 長久手市真行田 40 番地 1	敷地面積	2,005 m <sup>2</sup>
	計画区域面積	38.1ha
	計画処理対象人口	1,730 人
	処理方式	長時間曝気方式 + 生物接触酸化方式 汚泥処理 / 余剰汚泥を前熊苑へ圧送
	放流先	一級河川 香流川
	供用開始年 処理能力 (日最大)	昭和 56 年 10 月 17 日 796m <sup>3</sup> /日
	計画日平均汚水量	570m <sup>3</sup> /日
前熊苑 長久手市前熊下田 164 番地	敷地面積	3,414 m <sup>2</sup>
	計画区域面積	44.0ha
	計画処理対象人口	2,640 人
	処理方式	水処理 / JARUS 仕様 OD 型 (オキシデーションディッチ方式) 汚泥処理 / 濃縮→脱水 (ベルトプレス) →場外搬出
	放流先	一級河川 香流川
	供用開始年 処理能力 (日最大)	平成 8 年 6 月 1 日 871m <sup>3</sup> /日
	計画日平均汚水量	713m <sup>3</sup> /日

図 2-3 生活排水処理施設の位置図



## 2-2 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別の人口をみると、平成 24 年度末現在、計画処理区域内人口（＝住民基本台帳人口）は 51,806 人で、処理形態別では、公共下水道が 40,060 人、農業集落排水が 2,868 人、合併処理浄化槽が 1,172 人で、これら 3 つを合計した生活雑排水処理人口は 44,100 人で、生活排水処理率は 85.4%となっています。

また、単独処理浄化槽が 7,216 人で、これも含めた水洗化人口は 51,316 人、水洗化率は 99.4%となっています。

公共下水道人口が増加を続けており、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽の人口が減少を続けています。

表 2-2 生活排水処理形態別人口

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
①計画処理区域内人口	41,971	42,250	43,650	45,562	47,003
②水洗化・生活雑排水処理人口	26,688	28,254	31,815	36,762	39,802
(1)公共下水道人口	17,660	20,224	23,508	28,577	31,501
(2)農業集落排水人口	2,717	2,803	2,827	2,620	2,609
(3)合併処理浄化槽人口	6,311	5,227	5,480	5,565	5,692
③水洗化・生活雑排水未処理人口	14,574	13,290	11,212	8,248	6,685
(1)単独処理浄化槽人口	14,574	13,290	11,212	8,248	6,685
④非水洗化人口	709	706	623	552	516
⑤計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
合計 総人口（年度末時点）	41,971	42,250	43,650	45,562	47,003
水洗化率（(②+③)／総人口）	98.3%	98.3%	98.6%	98.8%	98.9%
生活排水処理率（②／総人口）	63.6%	66.9%	72.9%	80.7%	84.7%
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①計画処理区域内人口	48,122	48,845	49,430	50,492	51,639
②水洗化・生活雑排水処理人口	40,427	38,949	40,535	42,989	44,100
(1)公共下水道人口	31,966	34,739	36,373	38,764	40,060
(2)農業集落排水人口	2,657	2,672	2,721	2,821	2,868
(3)合併処理浄化槽人口	5,804	1,538	1,441	1,404	1,172
③水洗化・生活雑排水未処理人口	7,232	9,470	8,484	7,147	7,216
(1)単独処理浄化槽人口	7,232	9,470	8,484	7,147	7,216
④非水洗化人口	463	426	411	356	323
⑤計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
合計 総人口（年度末時点）	48,122	48,845	49,430	50,492	51,639
水洗化率（(②+③)／総人口）	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%
生活排水処理率（②／総人口）	84.0%	79.7%	82.0%	85.1%	85.4%

資料：「各年度環境事業概要」環境課

## 2-3 し尿・浄化槽汚泥処理

### (1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

し尿・浄化槽汚泥処理は、くみ取り式便所の生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。昭和50年に建設された香流苑においてし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

表 2-3 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称・住所	項目	施設概要
香流苑 長久手市上川原 1-1	処理方式	[汚水処理] 嫌気 [汚泥処理] 脱水、乾燥 [資源化处理] メタン発酵
	供用開始年 処理能力(日最大)	昭和 50 年 し尿： 60 kℓ/日

資料：環境課調べ

### (2) し尿・浄化槽汚泥処理の体系

#### (収集・運搬)

し尿の処理は、下水道事業、農業集落排水事業および浄化槽を除いたすべての便槽について、委託により、一般家庭は原則として定額制で、事業者、商店および便所の構造上または使用方法が定額制にそぐわない一般家庭は従量制で行っています。

生し尿は委託業者（1業者）が収集し、香流苑（尾張旭市長久手市衛生組合が運営）で処理しています。収集回数は、月1回の定額収集を基本とし、バキューム車により直接収集しています。

浄化槽汚泥については、愛知県の許可を受けた保守点検業者によって維持管理され、清掃等については、法令に基づき浄化槽清掃許可業者（2業者）が行い、浄化槽汚泥は香流苑、昭和苑（ともに尾張旭市長久手市衛生組合が運営）で処理されています。

#### (処分方法)

し尿および浄化槽汚泥は、香流苑において処理しています。し渣および汚泥ケーキ等は焼却処分しています。

### (3) し尿・浄化槽汚泥処理量

平成24年度の計画収集人口は323人、浄化槽人口は8,388人です。そこから排出されるし尿は607kℓ、浄化槽汚泥は5,188kℓで、施設投入量は5,795kℓとなっています。

経年的にみると、し尿、浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。



図 2-4 し尿・浄化槽汚泥フローチャート

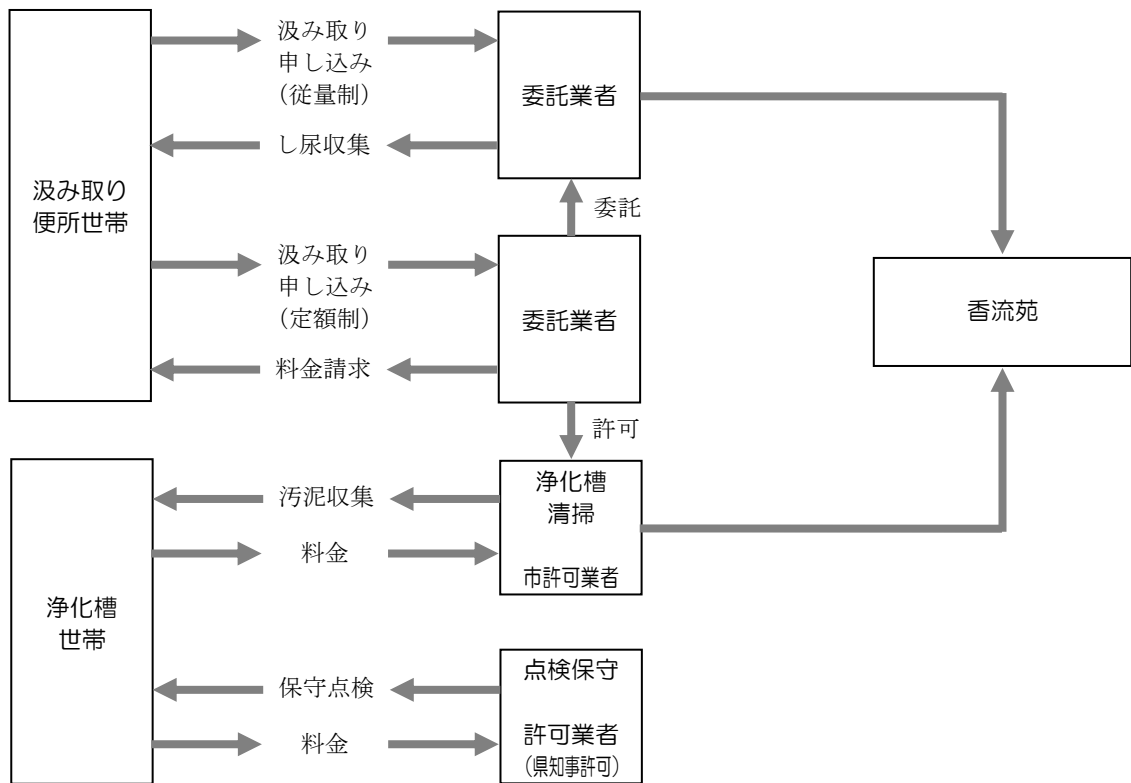


表 2-4 計画収集人口とし尿・浄化槽汚泥処理量

単位：kl

	計画収集人口等			し尿処理 施設投入量 (a)=(b)+(c)	し尿 (b)	浄化槽 汚泥 (c)
	計画収集人口	浄化槽人口	自家処理人口			
平成 15 年度	709	20,885	—	10,769	989	9,780
16	706	18,517	—	11,557	1,200	10,357
17	623	16,692	—	9,922	835	9,087
18	552	13,813	—	10,189	743	9,446
19	516	12,377	—	7,707	573	7,134
20	463	13,036	—	7,361	534	6,827
21	426	11,008	—	6,556	526	6,030
22	411	9,925	—	6,658	578	6,080
23	356	8,551	—	6,463	581	5,882
24	323	8,388	—	5,795	607	5,188

資料：環境課調べ

#### (4) し尿・浄化槽汚泥処理費

し尿・浄化槽汚泥処理に係る経費は、平成 24 年度において約 7,600 万円です。計画収集人口 323 人、浄化槽人口 8,388 人を合わせた対象者 (8,711 人) 一人あたりに換算すると 8,685 円/人となります。また、総人口一人あたりに換算すると 1,465 円/人となります。

計画収集人口、浄化槽人口はいずれも減少を続けており、これに合わせて対象者の数も減少しています。対象者一人あたりの経費は経年的には拡大する傾向となっています。

表 2-5 し尿・浄化槽汚泥処理費

	総経費 (千円) (a)	計画収集 人口(人) (b)	浄化槽人口 (人) (c)	対象者計 (人) (d)=(b)+(c)	対象者一人 あたり経費 (円/人) (a)/(d)	総人口 (人) (e)	市民一人 あたり経費 (円/人) (a)/(e)
平成 15 年度	125,170	709	20,885	21,594	5,797	41,971	2,982
16	140,948	706	18,517	19,223	7,332	42,250	3,336
17	111,841	623	16,692	17,315	6,459	43,650	2,562
18	101,789	552	13,813	14,365	7,086	45,562	2,234
19	100,733	516	12,377	12,893	7,813	47,003	2,143
20	96,924	463	13,036	13,499	7,185	48,122	2,015
21	81,965	426	11,008	11,434	7,179	48,845	1,681
22	83,553	411	9,925	10,336	8,084	49,430	1,690
23	77,122	356	8,551	8,907	8,326	50,492	1,527
24	75,653	323	8,388	8,711	8,685	51,639	1,465

資料：環境課調べ

## 2-4 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 2-6 のとおりです。

表 2-6 し尿・浄化槽汚泥処理費

処理施設の種類の種類	生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道（単独公共下水道事業）	し尿・生活雑排水	長久手市
(2)農業集落排水	し尿・生活雑排水	長久手市
(3)合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
(4)単独処理浄化槽	し尿	個人
(5)し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	尾張旭市長久手市衛生組合

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 3-1 生活排水処理の目標

基本方針に基づき、生活排水を適正に処理していくことを目標とします。

公共下水道計画の計画人口は、平成30年度には49,350人、37年度には56,500人を目標としています。

表3-1 生活排水処理の目標

	実績 (平成15年度)	実績 (平成20年度)	現在 (平成24年度)	目標年度 (平成35年度)
計画処理区域内人口 (a)	41,971	48,122	51,639	59,200
水洗化・生活雑排水処理人口 (b)	26,688	40,427	44,100	57,700
(1)公共下水道	17,660	31,966	40,060	54,500
(2)農業集落排水施設	2,717	2,657	2,868	2,800
(3)民間による処理施設	0	0	0	0
(4)合併処理浄化槽	6,311	5,804	1,172	400
水洗化・生活雑排水未処理人口*1 (c)	14,574	7,232	7,216	1,400
非水洗化人口	709	463	323	100

\*1：単独処理浄化槽人口

行政区内人口（総人口）	41,971	48,122	51,639	59,200
生活排水処理率 (b/a)	63.6%	84.0%	85.4%	97.5%
水洗化率 ((b+c)/a)	98.3%	99.0%	99.4%	99.8%

※ 目標年度の数値は、公共下水道事業の計画に定めた目標人口を年度で按分したもの。

※ 他はトレンド推計により数値をあてはめたもの。

## 3-2 生活排水処理施設の整備計画

### (1) 公共下水道

#### ①現状と課題

本市の公共下水道は、公共下水道整備計画に基づき整備を進めており、平成 24 年度末の整備状況は、処理面積 663.9ha で、普及率（供用開始区域内人口÷行政人口）は 87.6%となっており、県内では名古屋市、知多市、刈谷市に次いで 4 番目に高い普及率となっています。

表 3-2 公共下水道整備状況

			平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
行政人口	人	(a)	41,287	42,041	42,894	44,819	46,182
処理面積	ha	(b)	365.4	426.9	473.2	515.2	548.2
供用開始区域内人口	人	(c)	23,634	26,977	29,572	33,323	36,303
水洗化人口	人	(d)	18,964	22,141	24,611	28,577	31,452
普及率	%	(c/a)	57.2%	64.2%	68.9%	74.4%	78.6%
水洗化率	%	(d/c)	80.2%	82.1%	83.2%	85.8%	86.6%

			平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
行政人口	人	(a)	47,253	48,069	48,785	49,832	51,806
処理面積	ha	(b)	581.5	625.1	641.0	662.0	663.9
供用開始区域内人口	人	(c)	38,369	39,638	41,239	43,536	45,405
水洗化人口	人	(d)	33,001	34,739	36,373	38,764	40,060
普及率	%	(c/a)	81.2%	82.5%	84.5%	87.4%	87.6%
水洗化率	%	(d/c)	86.0%	87.6%	88.2%	89.0%	88.2%

資料：愛知の下水道（資料編）

#### ②整備計画

都市としての健全な発展に不可欠な下水道施設を整備し、生活排水などによる河川などの汚れを防ぎ、清潔で快適なまちづくりを目指します。汚水の面整備については、市街化区域の整備が概ね完了し、今後は、より多くの市民の生活環境の向上と合理的な下水道整備に努力し、新市街地及び市街化調整区域を中心に、計画的に管渠整備を進め、順次供用を開始します。

## (2) 農業集落排水施設

### ①現状と課題

本市では、熊張地区、前熊・岩作東地区において農業集落排水施設を供用しています。事業の状況、施設概要は表 3-3 のとおりです。

今後は生活環境の向上を目指し管渠及び処理場を適正に維持管理していくことが必要です。

表 3-3 農業集落排水事業の状況

《熊張地区（熊張苑）》

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
加入戸数	戸	430 戸	435 戸	437 戸	438 戸	440 戸
接続戸数	戸	416 戸	421 戸	423 戸	424 戸	426 戸
接続率	%	96.7%	96.8%	96.8%	96.8%	96.8%
処理水量	m <sup>3</sup>	194,062m <sup>3</sup>	186,132m <sup>3</sup>	158,675m <sup>3</sup>	173,163m <sup>3</sup>	163,315m <sup>3</sup>
脱水ケーキ量	t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
加入戸数	戸	442 戸	447 戸	450 戸	485 戸	494 戸
接続戸数	戸	431 戸	436 戸	441 戸	460 戸	471 戸
接続率	%	97.5%	97.5%	98.0%	94.8%	95.3%
処理水量	m <sup>3</sup>	174,319m <sup>3</sup>	179,356m <sup>3</sup>	189,822m <sup>3</sup>	188,412m <sup>3</sup>	191,041m <sup>3</sup>
脱水ケーキ量	t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t

《前熊・岩作東地区（前熊苑）》

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
加入戸数	戸	429 戸	432 戸	439 戸	449 戸	456 戸
接続戸数	戸	311 戸	328 戸	344 戸	352 戸	364 戸
接続率	%	72.5%	75.9%	78.4%	78.4%	79.8%
処理水量	m <sup>3</sup>	219,923m <sup>3</sup>	204,828m <sup>3</sup>	203,185m <sup>3</sup>	213,822m <sup>3</sup>	215,913m <sup>3</sup>
脱水ケーキ量	t	159 t	161 t	159 t	154 t	170 t
		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
加入戸数	戸	471 戸	475 戸	481 戸	486 戸	487 戸
接続戸数	戸	376 戸	380 戸	393 戸	405 戸	409 戸
接続率	%	79.8%	80.0%	81.7%	83.3%	84.0%
処理水量	m <sup>3</sup>	214,927m <sup>3</sup>	224,068m <sup>3</sup>	225,907m <sup>3</sup>	239,827m <sup>3</sup>	238,377m <sup>3</sup>
脱水ケーキ量	t	179 t	188 t	211 t	224 t	234 t

資料：ながくての統計（平成 16～25 年度）

注：脱水ケーキ……濃縮された汚泥や水中混濁物質等を脱水機にかけて水分を絞った後に残った固形の物質。  
場外に搬出された後は、農地に還元され再利用される。

## ②整備計画

農業集落排水施設は整備が完了しており、今後の整備計画はありません。現在の施設の適正な維持管理に努めます。

### (3) 合併処理浄化槽

#### ①現状と課題

合併処理浄化槽・単独処理浄化槽の利用者数は、表 3-4 のとおりで、ここ数年急速に減少してきています。

本市では、生活排水対策の一環として、平成 5 年度より、公共下水道、農業集落排水施設等の整備区域以外の区域において、既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽を廃止し、かつ、専用住宅に 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対する補助事業を実施してきましたが、22・23 年度の同事業の利用実績は 0 件となり、23 年度をもって廃止されています。

公共下水道や農業集落排水などの整備区域内においては下水処理施設への接続を促していく方針です。

## ②整備計画

合併処理浄化槽を活用している世帯については、浄化槽の能力維持のため、浄化槽の定期的な保守点検、清掃、法定検査の実施など、維持管理を徹底するよう指導していきます。

表 3-4 浄化槽・非水洗化人口

年度	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
合併処理浄化槽（計画人口）	6,311	5,227	5,480	5,565	5,692
単独処理浄化槽（計画人口）	14,574	13,290	11,212	8,248	6,685
非水洗化（計画収集人口）	709	706	623	552	516

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
合併処理浄化槽（計画人口）	5,804	1,538	1,441	1,404	1,172
単独処理浄化槽（計画人口）	7,232	9,470	8,484	7,147	7,216
非水洗化（計画収集人口）	463	426	411	356	323

資料：「各年度環境事業概要」環境課

### 3-3 し尿・浄化槽汚泥処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

生し尿の収集・運搬については、現行どおり委託業者（1業者）により直接収集します。  
浄化槽汚泥については、現行どおり市の許可業者（浄化槽清掃業者・2業者）が収集します。

#### (2) 汚泥処理計画

し尿および浄化槽汚泥は、現在、香流苑において処理し、し渣および汚泥ケーキ等は焼却処分しています。今後、し尿および浄化槽汚泥の収集・処理量は大きく減少していくことが予想されるところであり、今のところ施設の処理能力としては十分です。

なお、香流苑を管理運営する尾張旭市長久手市衛生組合は、解散する方針が定まっているため、解散後に市が担うし尿等の適正な処理方式について引き続き検討していきます。

### 3-4 その他

#### (1) 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について、市民への周知を図るため、広報やホームページ等での情報提供、イベントや集会等の機会を利用した啓発活動等を進めます。

特に生活雑排水については、食物残さ、油、多量の洗剤等で汚れた生活雑排水を流さないように啓発するとともに、水切りネットなど家庭でできる生活排水対策を紹介します。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査については、広報等を通じて周知徹底を図ります。

#### (2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水対策として実施する諸事業については、下水道計画はもとより地域開発計画、地域環境保全計画などの地域に関する諸計画との整合を図るよう、庁内での確認を徹底します。

また、市民団体や事業所等が実施する生活排水の浄化に向けた活動等についても、諸計画との整合が図られるように協力を求めています。

長久手市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画

平成 26 年 3 月

発行／長久手市

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市暮らし文化部環境課

電話 0561-56-0612 / Fax 0561-63-2100